

# 岐阜県食品安全行動基本計画 ～第2期～

食の安全、安心に関する5カ年計画



岐阜県

平成21年4月（平成24年8月 一部見直し）

# はじめに

食生活は、生命や健康の維持をはじめ、子どもたちの成長のために必要不可欠なものであり、安全な食品を確保し、安心できる食生活をおくることは、私たちにとって、最も基本的な願いです。

当県では、平成15年12月、県議会議員の提案により、「岐阜県食品安全基本条例」を全国に先駆け制定しました。この条例では、「食の安全・安心」に関して基本理念を定め、県・食品関連事業者・消費者の行うべき役割・責務や施策の推進の方向を明確にしています。また、平成16年6月には、この条例の規定に基づき、食品の安全性の確保等に関する各種施策を総合的かつ計画的に推進するため、「岐阜県食品安全行動基本計画」を策定し、平成20年度までの5カ年についての具体的な指針を示しました。

しかし、数々の食品偽装問題をはじめ、輸入食品による農薬中毒事案などが発生し、消費者の食に対する不安感や不信感が高まり、食を取り巻く様々な問題点が浮き彫りになりました。

こうした中、「岐阜県食品安全行動基本計画」の終期に伴い、これら問題点への取り組みに重点を置き、新たに「岐阜県食品安全行動基本計画（第2期）」を策定しました。

その策定に当たっては、専門家や消費者等で構成する「岐阜県食品安全対策協議会」をはじめ、パブリックコメント（意見募集）や県内5圏域での意見交換会などにより、幅広く県民の皆様方からご意見をいただきました。

この計画を推進するためには、行政、食品関連事業者、消費者の三者が、それぞれの役割を積極的に果たしていくことが何よりも重要であり、県といたしましては、県民の皆様方との協働により、県内に流通する食品の安全・安心の確保を図っていきたいと考えています。

県民の皆様がこの取り組みを通じて、より健康で安心できる食生活を享受し、「希望と誇りの持てるふるさと岐阜県づくり」が実現できることを願っています。

最後に、この計画の策定に当たり、貴重なご意見をいただきました「岐阜県食品安全対策協議会」の委員をはじめ、県民の皆様方に心から感謝申し上げます。

平成21年4月  
岐阜県知事

古田 肇



## 目次

1 策定の趣旨 .....	1
2 役割・位置づけ .....	2
3 目 標 .....	2
4 計画（平成 16～20 年度）の総括 .....	3
5 施策推進の方向 .....	6
6 取り組みの着眼点と施策の基本となる事項 .....	7
7 推進体制 .....	11
8 具体的な行動展開 .....	12
アクション 1 ギフクグリーン農業の推進 <b>重点 2</b> .....	17
アクション 2 農薬の適正使用等の徹底 .....	21
アクション 3 動物用医薬品の適正使用の徹底 .....	23
アクション 4 食品関連施設における自主管理体制の推進 .....	25
アクション 5 食品関連施設に対する監視指導 <b>重点 1</b> .....	27
アクション 6 食中毒の予防対策 .....	28
アクション 7 農産物の残留農薬の検査 <b>重点 1</b> .....	30
アクション 8 牛海綿状脳症（BSE）の検査 <b>重点 1</b> .....	32
アクション 9 食品に影響を及ぼす環境汚染物質・環境因子の把握 .....	34
アクション 10 遺伝子組換え食品の検査 .....	36
アクション 11 食品添加物の検査と適正使用の推進 .....	38
アクション 12 畜産物中の残留動物用医薬品等の検査 <b>重点 1</b> .....	39
アクション 13 無承認無許可医薬品に該当する健康食品に対する指導 .....	41
アクション 14 輸入食品の検査 <b>重点 1</b> .....	43
アクション 15 食品表示の監視指導 <b>重点 3</b> .....	44
アクション 16 「顔の見える食品表示」の普及 .....	46
アクション 17 食品表示ウォッチャーの活用 <b>重点 3</b> .....	47
アクション 18 消費者と生産者との交流の推進 .....	49
アクション 19 地産地消の推進 <b>重点 2</b> .....	51
アクション 20 トレーサビリティの推進 .....	53
アクション 21 食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上 <b>重点 3</b> .....	55
アクション 22 県民を対象とした講習会等の開催 .....	56
アクション 23 ホームページ・広報資料等による情報提供 .....	58

アクション 24	食品に関する相談窓口の開設 <b>重点 4</b>	59
アクション 25	リスクコミュニケーションの推進	60
アクション 26	県民モニター活動を通じた県民意見の聴取	62
アクション 27	食品の危機管理に関するマニュアルの徹底	63
アクション 28	食品の危機管理に関する連携 <b>重点 4</b>	64
アクション 29	安全な食品の生産技術等に関する調査研究	65
アクション 30	食品の監視指導等に関する調査研究	66
アクション 31	食品の安全性確保に携わる行政関係職員の教育訓練	67
アクション 32	自主的な活動を行う指導者の育成と支援	69
アクション 33	食品中の放射性物質の検査 <b>重点 1</b>	70
目標数値等一覧		72
食の安全に関する相談窓口一覧		76
食の安全に関する県関係機関一覧		77

# 1 策定の趣旨

岐阜県では、県民の健康で安心できる食生活を確保するため、平成 15 年 12 月、議員提案により全国に先駆けて「岐阜県食品安全基本条例」が制定され、平成 16 年 4 月 1 日から施行されました。

その第 20 条の規定に基づいて、岐阜県は、県の実施する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「岐阜県食品安全行動基本計画」を策定し、平成 16 年度から平成 20 年度までの具体的な行動の指針を数値目標とともに定め、県民、食品関連事業者及び行政がそれぞれの立場で取り組んできました。

しかし、近年、食品の偽装表示問題をはじめ、輸入食品による薬物中毒事件など食品の安全性が脅かされる事案が続発し、より一層、食品の安全性の確保が重要となってきています。

このような中、県民の声に応える形で、平成 20 年 3 月には「岐阜県食品安全基本条例」が議員提案により改正され、食品関連事業者に対し食品を自主回収するに至った場合の県への情報提供が義務付けられるとともに、県の責務として、安全で良質な食品を生産するための農林水産業の振興施策に努めることが新たに規定されました。

今回、こうした食を取り巻く社会的背景や、この条例改正の趣旨を踏まえ、改めて食品の安全性の確保と県民の食品に対する安心感の向上に関する目標、施策の方向、具体的な行動の指針を明らかにする「岐阜県食品安全行動基本計画（第 2 期）」を策定し、すべての県民の参加と協働により、県民の健康で安心できる食生活の確保を図っていきます。

## 2 役割・位置づけ

- (1) 本計画は、岐阜県の基本目標である「希望と誇りの持てるふるさと岐阜県づくり」の実現を、健康で安心できる食生活の確保の面から推進するものです。
- (2) 本計画は、岐阜県食品安全基本条例第 20 条に基づき、食品の安全性の確保と安心感の向上に関する目標、施策の方向、具体的な行動の指針を定めるものです。
- (3) 本計画は、食品の安全性確保と食に対する安心感の向上を図るため、全ての県民との協働により、平成 21 年度から 5 ヶ年の間に展開すべき取り組みを明らかにするものです。  
本計画は、5 年ごとに改訂します。

## 3 目 標

- (1) 全ての県民が、毎日の食生活が私たちの生命や健康の根源であるという共通認識を持って、それぞれの立場で食品の安全性の確保に関する自主的な取り組みを行う社会をめざします。
- (2) 食品の生産者と消費者が相互に理解しあえる、顔の見える関係づくりを通じ、信頼関係の構築をめざします。
- (3) 全ての県民は、食品の安全性確保に関して、それぞれの立場から自由に意見を出し合い参加できる仕組みを構築し、県民の真に望む食品の安全性確保をめざします。

## 4 計画（平成 16～20 年度）の総括

### 【計画の評価】

計画では、岐阜県食品安全基本条例に基づき、食品の安全性の確保と安心感の向上に関する 103 項目の数値目標を設定しています。今回、計画の総括を行うに当たり、これら項目の平成 19 年度の達成状況を以下の表にまとめました。

着眼点	計画どおり進展 (達成率 100%以上)	概ね計画どおり 進展 (達成率 80%～100%)	計画どおり進展 していない (達成 率80%未満)	合 計
安全な食品の供給確保	35	4	8	47
県民の視点に立った安心感の向上	26	7	2	35
安全と安心を支える基盤づくり	19	0	2	21
計 (割合)	80 (77.7%)	11 (10.7%)	12 (11.6%)	103

達成率 80%以上の項目は、全体の約 9 割であり、概ね計画どおり進展している状況ですが、目標値に到達できなかった項目も見られ、食品安全行動基本計画（第 2 期）の策定に当たって、これらの点検や見直しを行いました。

### 【計画の成果と課題】

#### （１）安全な食品の供給確保

##### <安全な食品の生産>

岐阜県では、環境にやさしく、生産性と調和した「ぎふクリーン農業」を推進してきました。その生産登録面積は、県全体の作付面積に対し、平成 15 年度では 6.8%でありましたが、平成 19 年度には約 20%を占めるまでになりました。

また、平成 17 年度に行った政策総点検の結果を踏まえ、制度の改革や積極的な P R の展開を行っています。

一方、食品製造施設においては、自主管理体制の推進を積極的に行い、高度な衛生管理手法である、HACCP システムの導入を支援しました。

##### <検査及び監視体制の整備>

残留農薬等食品の検査体制については、機器整備や関係職員のスキルアップにより、検査項目を拡充することができました。しかし、中国産冷凍ギョウザ事件等の問題により、輸入食品については、多くの県民が不安を持っていることから、さらに検査を充実させる必要があります。また、BSE 検査においては、平成 17 年 8 月から、20 ヶ月齢以下の牛が除外され、その検査に係る国庫補助が、平成 20 年 7 月をもって打ち切られました。岐阜県ではアンケート結果等から、県民の不安が払拭されていないと判断し、県独自の財源により検査を継続しています。

## <適正表示の推進>

食品の製造・流通施設の監視指導に加え、多岐にわたる食品表示に関する法令への適合状況を確認するため、関係機関が合同で食品表示のチェックを行いました。しかし、一連の食品偽装事件を踏まえ、さらにチェック体制の強化が求められています。

### «主な成果»

項目	成果
ぎふクリーン農業	県の作付面積の6.8%が約20%に増加
無登録農薬	期間中使用・販売ともにゼロ
食品衛生責任者再教育講習会	約90,000人（延べ）に対し講習を実施
残留農薬基準超過件数	期間中ゼロ
と畜場に搬入される牛のBSE検査	約11万頭のBSE検査を実施
食品添加物の検査	約1万6千件（延べ）の検査を実施
食品衛生監視指導計画に基づく施設監視	約13万件（延べ）の施設監視を実施

### «主な課題»

項目	課題
輸入食品	消費者の不安・不信の増大により、安全性確保のための施策を強化する必要がある。
食品の検査	消費者の要望により、検査強化の必要性がある。
食品表示	一連の食品偽装事件を踏まえ、さらに適正表示を推進していく必要がある。

## (2) 県民の視点に立った安心感の向上

### <県民と食品関連事業者の信頼確保>

一般消費者の方が、生産農家や食品製造工場を見学し、食品の生産現場の方と交流を深める「食品安全セミナー」等を開催しました。また、信頼できる地元産の食材へのニーズが高まっているため、食育との連携も含め、さらに地産地消を推進していく必要があります。加えて、食品関連事業者の信頼確保のためには、コンプライアンス意識の向上について、より一層取り組む必要があります。

### <積極的な情報開示及び知識の普及>

消費者を対象として、講習会等を開催し、食品の安全性等に関する知識の普及に努めました。特に、県民の皆さんの要請に応じ、職員が赴いて開催する「出前講座」は、平成 16 年度には 4

回の開催で 108 名の参加でありましたが、年々依頼が増加し、平成 19 年度には 32 回開催し、948 名の方が受講されました。

#### <県民の意見の反映>

県民の幅広い意見を聞くため、リスクコミュニケーションを積極的に推進しました。特に、食品安全委員会と共催で行う「食品の安全・安心シンポジウム」については、平成 16 年度から平成 19 年度までに 4 回開催し、延べ 1,004 名の参加がありました。

#### ≪主な成果≫

項目	成果
県産品愛用推進宣言の店	平成 15 年度の 112 店舗が、200 店舗に増加
食品の安全・安心出前講座	平成 16 年度に 4 回の開催で 108 名の参加であったものが、平成 19 年度には 32 回、948 名に増加
食品の安全・安心シンポジウム	4 回の開催で 1,004 名の参加

#### ≪主な課題≫

項目	課題
地産地消の推進	消費者ニーズの高まりにより、一層施策を推進していく必要がある。
コンプライアンス	食品関連事業者の信頼確保のため、コンプライアンス意識の向上について、施策を充実させる必要がある。

### (3) 安全と安心を支える基盤づくり

#### <危機管理体制の整備>

食品安全に関して特に緊急性の高い情報を、電子メールにより、食品関連事業者へ配信する「食品緊急情報メール」のシステムを活用し、平成 19 年度までに約 700 件を配信しました。今後、さらに迅速で正確な情報提供を進めていくため、食品関連事業者と行政の連携を一層強化する必要があります。

#### <調査研究の推進等>

食品の安全性に関する調査研究については、電子タグを利用した飛騨牛の情報管理をはじめ、天敵や微生物を用いて害虫を排除する方法などの研究が県の研究機関で行われました。

#### <食品の安全性に関わる人材の確保及び育成>

食品衛生監視員の教育訓練や、検査担当者に対する検査技術研修などを行うとともに、自主的に食品の安全性確保に向けた取り組みを行う方への支援として、農薬管理指導士の育成や、食品衛生指導員が実施する食品営業施設の巡回指導に対するアドバイスなどを行いました。

### 「主な成果」

項目	成果
緊急情報メール	登録者数が96件から232件に増加。約700件の緊急情報を配信

### 「主な課題」

項目	課題
危機管理体制	食品関連事業者と行政の連携や、県民からの情報について、素早い情報伝達を図る必要がある。

これらの課題を踏まえ、平成 21 年度からの 5 年間に展開すべき取り組みを以下に示します。

## 5 施策推進の方向

県では、食品の安全性確保と安心感の向上のため具体的な施策を推進するにあたり、その基本的な取り組み姿勢として3つの着眼点を設定し、消費者、食品関連事業者、行政それぞれの役割分担のもと、全ての県民の参加と協働により食の安全確保対策を推進します。

**着眼点 1 安全な食品の供給確保**

**着眼点 2 県民の視点に立った安心感の向上**

**着眼点 3 安全と安心を支える基盤づくり**

この3つの着眼点をキーワードに、「岐阜県食品安全基本条例」第 10 条から第 18 条に定める施策の基本となる事項に基づいて、関係部局が連携して横断的な体制のもと、食品の安全性確保と安心感の向上に関する具体的な施策を展開していきます。

また、食品安全に係る施策のうち、消費者の不安の高まりに応えるため、県として特に力を入れて取り組む4つの施策を「重点施策」として位置づけます。

# 6 取り組みの着眼点と施策の基本となる事項

## 着眼点 1 安全な食品の供給確保

農林水産物や、それを原材料にして製造加工された加工食品は、市場や運送業者、販売店など様々な関係者の手を経て消費者である県民の食卓に届きます。食品の安全を確保するためには、こうした生産から流通販売、消費に至るまでの全ての過程で、安全で衛生的な食品の取り扱いが行われる必要があります。

そのために、食品の安全性確保に関する食品関連事業者の自主的な取り組みを積極的に支援していきます。また、その取り扱いが適切に行われているか、監視指導を行うとともに、食品の検査を実施することにより、その安全性の確認を行い、安全な食品の供給確保を図っていきます。

### (1) 安全な食品の生産（条例第 10 条関係）

食品の安全性の確保を図るためには、まず第一に、安全で安心できる食品の生産の確保が最も基本的で重要なことです。そのために、県内で生産される全ての食品が適切な管理のもとに生産されるよう必要な助言、指導を実施します。

具体的には、農薬や化学肥料の使用削減をめざした「**ぎふクリーン農業**」の推進など農産物の生産指導、加工食品の製造工程に関する自主的な衛生管理方法である「**HACCPシステムの導入促進**」など、食品関連事業者自身による自主管理が行われるよう協調関係を保って指導助言を行っていきます。

### (2) 検査及び監視の体制の整備（条例第 11 条関係）

県内で消費される食品の安全性を確保するためには、県内で生産された食品をはじめ、輸入食品など県内を流通する全ての食品について、その安全性を確認することが必要です。

そのため、全ての食品が衛生的に取り扱われるよう食品関連事業者に対する監視指導を行うとともに、安全な食品であることを確認するための検査を実施します。監視指導及び検査にあたっては、食品や営業形態の特性を踏まえながら、効率的かつ効果的に実施できるよう科学的根拠に基づいて、食品衛生監視指導計画を定めるとともに、検査に必要な機器の整備など検査監視体制の整備を図っていきます。

具体的には、「**広域流通食品に対する重点的監視**」や「**食中毒の予防対策**」など営業施設の監視指導を行っていきます。また、食品安全検査センター（保健環境研究所）を中心に、「**食品の残留農薬検査**」など食品の安全性に関する検査の充実に努めるとともに、「**輸入食品の検査**」の強化を図ります。

また、東京電力福島第一原子力発電所の原子力事故による食品の放射性物質汚染という事態を受け、県内に流通する食品の放射性物質検査を行います。

### (3) 適正表示の推進（条例第 12 条関係）

食品の表示は、消費者が食品を選択するうえで最も重要な情報源です。しかし、一連の食品表示偽装問題により、食品表示への信頼性が大きく損なわれています。そのため、県民が安心して食品を

選択できるよう、「**食品表示の監視指導**」を強化するとともに、「**食品関連事業者への講習**」などを通じコンプライアンスの向上を踏まえた食品表示の適正化を図っていきます。

また、食品の表示について、県民からの情報や意見を聞くため、「**食品表示 110 番**」をはじめ、「**食品表示ウォッチャー**」や「**食品安全相談員**」の活用を図るなど、県民との協働により適正表示を推進していきます。

## **着眼点 2 県民の視点に立った安心感の向上**

食品の安全性の確保と安心感の向上は、行政による監視指導や生産者の努力のみで達成できるものではなく、消費者、食品関連事業者、行政が相互に理解し協働して取り組むことが必要です。従来からの行政主導による取り組みから脱却し、県民が主体となった参加と協働による県民本位の施策を実施し、県民が真に望む健康で安心できる食生活をめざします。

### **(4) 県民と食品関連事業者の信頼確保（条例第 13 条関係）**

県民の食品に対する不安感には、実際にどのように食品が生産されているのかが見えない現在の食品生産の仕組みや複雑な流通形態などが大きく影響しています。また、生産者にとっても消費者が何を求めているのかを把握することが困難な状況です。

そのため、農産物の生産地や食品加工施設の視察を通じて生産の仕組みを理解する「**食品安全セミナーの実施**」、「**県内産農産物の地産地消の推進**」、「**朝市の推進**」などを通じ、食品関連事業者と県民との結びつきを深め、相互に理解し意見交換できる機会を設けることにより両者の信頼関係を構築し、県民の食に対する安心感の向上を図っていきます。

また、食品関連事業者に対し、「**コンプライアンス意識の向上**」を求め、消費者に対する信頼性の確保を図っていきます。

### **(5) 積極的な情報開示及び知識の普及（条例第 14 条関係）**

すべての県民の参加と協働による食品の安全性の確保をめざすためには、消費者である県民が食品に対する正しい知識を身につけるとともに、積極的に意見表明をすることにより、その役割を果たしていく必要があります。

そのため、県民自らが主体となって積極的にその役割を果たせるよう支援をしていきます。

具体的には、「**ホームページ・広報資料等による情報提供**」などにより、食品の危害及び安全性に関する情報を県民に積極的に開示するとともに、「**食の安全相談窓口**」等を通じ、県民が食に関する知識を深めることができる機会を積極的に提供していきます。

### **(6) 県民の意見の反映（条例第 15 条関係）**

県民が真に望む食品の安全を実現するためには、県の実施する施策の方針や実施方法などについて、県民の意見を確実に反映させ、県民が納得できる施策策定のシステムの構築が必要です。

そのため、直接県民の意見を聞く「**意見交換会の開催**」や、「**食品安全対策モニター活動の推進**」、消費者や生産・流通業者等の代表者からなる「**食品安全対策協議会の開催**」、各種施策等に関する「**パブリックコメントの実施**」などを通じて県民のニーズを把握し、県民の意見に配慮した施策を実施していきます。

### 着眼点3 安全と安心を支える基盤づくり

近年、食品に関する情勢はめまぐるしく変化しており、腸管出血性大腸菌 O157 や牛海綿状脳症に代表されるような新たな危害の発生など、県民の健康的で安心できる食生活に危害を及ぼす様々な要因が発生しています。食品の安全確保のためには、そうした事態に迅速かつ的確に対応していくことが必要です。

そのため、緊急、不測の事態に備えた体制づくりと、食品安全を科学的な側面からバックアップする調査研究の推進とその積極的な活用、専門的な知識を備えた人材の確保と育成を図り、食品の安全性の確保に関する体制整備を進めていきます。

#### (7) 危機管理体制の整備（条例第 16 条関係）

食品の製造技術の高度化、流通形態の複雑化などに伴い、食品による事故も大規模化、複雑化する傾向にあり、不測の事態に備え、万全の体制で対応ができるよう体制整備を図る必要があります。

そのため、食品による健康被害の発生やその恐れのある場合に備えて、「健康危機管理マニュアル」や「食中毒対応マニュアル」など各種マニュアルを点検し、必要な見直しを行うなど適切に対応していきます。

また、食品による健康被害や不良食品などの情報を「食品緊急情報メールの普及と運用」、「ホームページ食品安全情報による情報公開」などを通じ、迅速かつ正確に県民に提供していくとともに、食品関連事業者・団体と行政で構成する「食品安全連絡会議」を活用し、業界と行政相互の連携を図り、危機管理事案に対する体制を整えていきます。

#### (8) 調査研究の推進等（条例第 17 条関係）

めまぐるしく変化する食品安全の情勢に対応していくためには、最新の技術や科学的知見を取り入れた効果的な監視指導と検査を実施していくことが必要です。

そのため、監視や検査の手法に関する研究開発を行うほか、食品の安全性に関する調査研究、情報収集を実施し、その成果を有効に活用し食品の安全性の確保に役立てていきます。

また、調査研究の成果については、食品関連事業者に対して積極的に情報提供し、事業者が自らの食品安全対策に利用できるよう指導・支援していきます。

#### (9) 食品の安全性に関わる人材の確保及び育成（条例第 18 条関係）

食品関連事業者に対して監視指導や食品の検査を適切に実施し、必要な助言、指導を行っていくためには、専門的な知識を有する人材の確保とその資質の向上を図ることが必要です。

そのため、「職員研修会の実施」などを通じ、関係職員が最新の技術や知見を身に付けるよう努めていきます。

また、食品関連事業者が自ら推進する「食品衛生指導員活動の支援」、県民と県との情報窓口となる「食品安全対策モニターの養成」などを推進し、県民及び食品関連事業者の中から、指導的な立場で活動ができる人材の育成とその活動に対する支援を行っていきます。

## **重点施策**

中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案をはじめとした輸入食品に対する不安や、一連の食品表示偽装事案などへの不信が大きくなっています。そこで、県として特に力を入れて取り組む4つの施策を「重点施策」として位置づけます。

### **重点1 検査体制の強化**

ポジティブリスト制度の導入や、中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事件等の発生を踏まえ、検査対象農薬の範囲の拡大や、輸入食品の検査等の強化を図っていきます。

また、東京電力福島第一原子力発電所の原子力事故による食品の放射性物質汚染という事態を受け、県内に流通する食品の放射性物質検査を行います。

### **重点2 地産地消の推進**

消費者の輸入食品に対する不信感・不安感から、地元産で信頼できる食品へのニーズが高まっており、信頼性の高い県内産の農畜水産物について地産地消を推進していきます。

### **重点3 食品表示の適正化**

一連の食品表示偽装問題により、食品表示の信頼性が揺らいでいるため、食品表示の適正化に向け、県が行う立入検査の強化等に努めていくとともに、食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上を図っていきます。

### **重点4 食品の危機管理体制の強化**

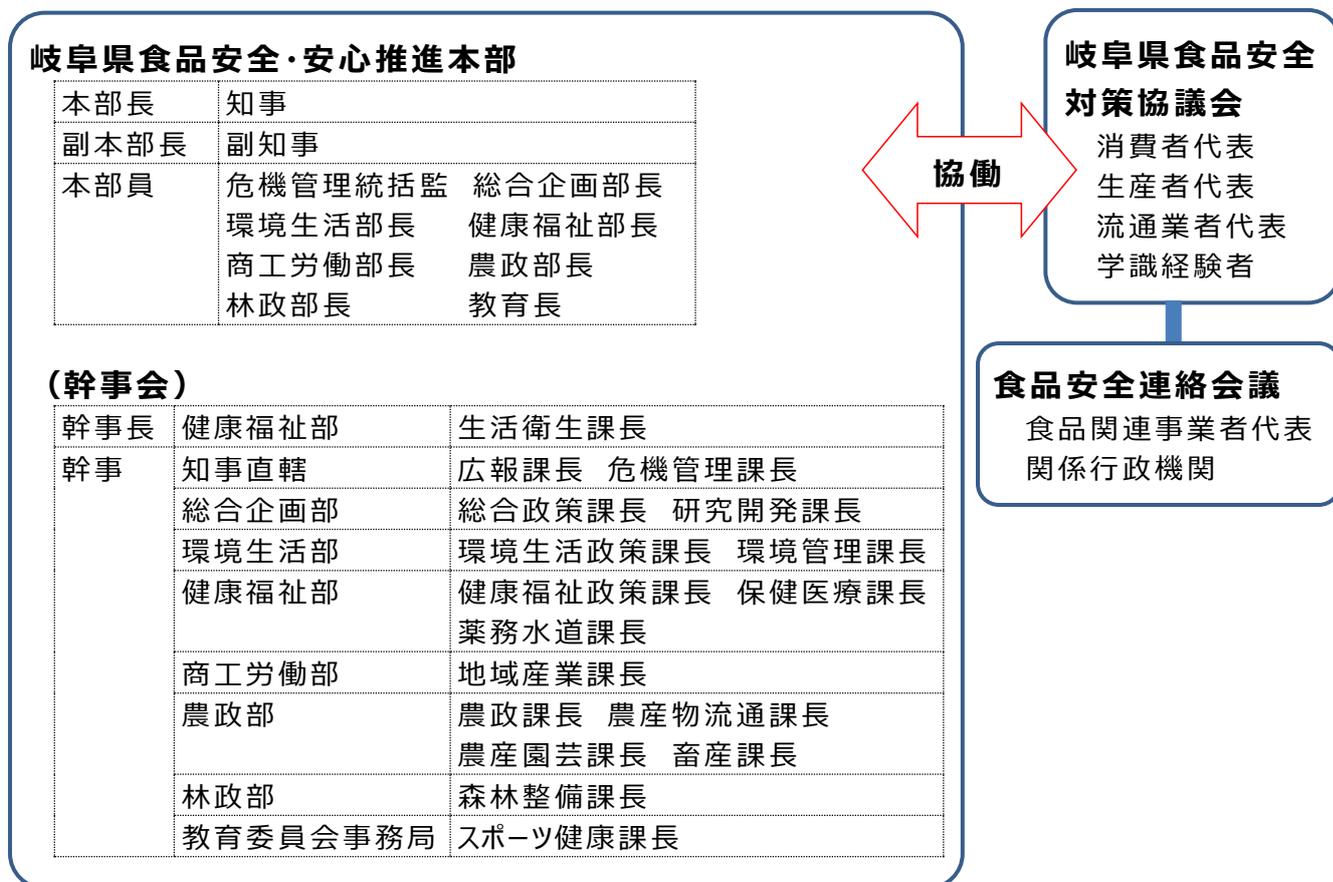
県民の食品に対する不安・不信感が広がりを見せていることから、「食品安全推進室」において食品の安全性に関する一元的な施策の推進を図るとともに、「食品安全検査センター」における検査体制の充実を図るなど危機管理体制の強化に努めていきます。

# 7 推進体制

「岐阜県食品安全基本条例」第19条に基づいて、「岐阜県食品安全・安心推進本部」を中心とした全庁的かつ横断的な体制で、食の安全確保及び県民の食品に対する安心感の向上に関する施策を積極的に推進していきます。

また、食品の安全性の確保に関して、学識経験者、消費者、生産者、流通販売業の代表からなる「岐阜県食品安全対策協議会」を組織し、食品安全に関する様々な提言をいただきながら、県民の意見に配慮した効率的な施策を展開していくとともに、その部会として、食品関連事業者と関係行政機関からなる「食品安全連絡会議」を設置し、食品の危機管理に努めていきます。

## (1) 推進体制の組織図



## (2) 岐阜県食品安全・安心推進本部の役割

- ① 県内で生産、流通又は消費される食品の横断的な安全確保に関する施策の企画及び立案
- ② 施策の進行管理
- ③ その他、食品の安全確保及び県内食品関連産業の育成に関し必要な事項

## (3) 食品安全推進室の役割

- ① 食品安全の推進体制に係る各組織の管理運営
- ② 食品安全施策に関する管理と県議会への報告
- ③ 食品の安全に関する県民の皆さんへの情報提供や情報収集、各担当課へのフィードバック

# 8 具体的な行動展開

## 着眼点 1 安全な食品の供給確保

### (1) 安全な食品の生産

#### 重点 2 アクション 1 ギフククリーン農業の推進

##### 生産拡大と販売促進

農産物の「安全・安心」に対する消費者ニーズの高まりを受けて、平成11年度にはロゴマークの導入、さらに平成18年度には、残留農薬の自主検査を要件とした3年ごとの登録更新制度を導入し、登録面積の着実な拡大を図ってきました。

この結果、生産登録面積は順次拡大し、平成19年度末には県の作付面積の19.7%を占めるまでになりました。

より多くの県民の皆さんに「ギフククリーン農業」の意義を理解いただき、どこでもいつでも「ギフククリーン農産物」が購入できるよう、一層の生産拡大と販売促進を図っていきます。

#### アクション 2 農薬の適正使用等の徹底

#### アクション 3 動物用医薬品の適正使用の徹底

#### アクション 4 食品関連施設における自主管理体制の推進

### (2) 検査及び監視の体制の整備

#### 重点 1 アクション 5 食品関連施設に対する監視指導

##### チェック項目の拡充

相次ぐ偽装表示、輸入冷凍食品への農薬混入事案の発生など、消費者の食品の安全性に対する関心は急速に高まってきており、食品関連施設に対する監視指導が重要視されています。

県では、毎年、パブリックコメントにより県民の意見をお聞きしたうえで、「食品衛生監視指導計画」を策定し、監視指導の効率的かつ効果的な実施を図り、監視指導結果を公表してきました。

岐阜県食品衛生法施行条例の改正（平成19年及び平成20年）によって、23項目から83項目に拡充された「管理運営基準」に基づき、記録の確認や標準作業手順書の整備状況など具体的な衛生管理の履行状況をチェックしていきます。

## (2) 検査及び監視の体制の整備

### アクション6 食中毒の予防対策

#### 重点1 アクション7 農産物の残留農薬の検査

##### 検査対象農薬の拡充

平成18年5月から施行されたポジティブリスト制度に対応するため、農薬飛散の少ない散布技術の開発と、生産現場への普及・定着のための支援に加え、(社)ぎふクリーン農業研究センターとの連携による農産物の出荷前の自主検査など、県内産農産物の安全性確保に努めてきました。

流通段階の検査においては、県内農産物をはじめ、輸入農産物等について検査機器の導入による検査体制の整備に努めてきました。

今後においても、検査対象農薬の拡充など、残留農薬検査体制強化を図っていきます。

#### 重点1 アクション8 牛海綿状脳症(BSE)の検査

##### 県独自財源による全頭検査の継続

平成17年7月に牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則が改正され同年8月から20ヶ月齢以下の牛については、BSE検査の対象から除外されました。

県では、県民の声を踏まえ、平成17年8月以降も、と畜場に搬入されるすべての牛についてBSE検査を実施しているところです。

平成20年7月末をもって、20ヶ月齢以下の牛の検査に対する国庫補助が打ち切られましたが、県独自の財源で、引き続き全頭検査を実施していきます。

### アクション9 食品に影響を及ぼす環境汚染物質・環境因子の把握

### アクション10 遺伝子組換え食品の検査

### アクション11 食品添加物の検査と適正使用の推進

#### 重点1 アクション12 畜産物中の残留動物用医薬品等の検査

##### 検査対象品目等の拡充

動物用医薬品の不適切な管理・使用により、畜産物への残留事例が発生すると県民の不信感が高まります。

このため、生産段階の検査によって、動物用医薬品の適正使用等についての生産者の意識向上を図っていくとともに、流通販売段階の検査においては、ポジティブリスト制度に対応した検査対象品目等の拡充を図っていきます。

## (2) 検査及び監視の体制の整備

### アクション 13 無承認無許可医薬品に該当する健康食品に対する指導

#### 重点 1 アクション 14 輸入食品の検査

##### 輸入加工食品の検査の導入

県では、従来より、県内を流通する輸入農産物等の残留農薬検査等を行っていますが、消費者の輸入食品に対する不信感が高まっているため、流通段階における輸入加工食品の検査も実施していきます。

#### 重点 1 アクション 33 食品中の放射性物質の検査

##### 食品の放射性物質検査の実施

東京電力福島第一原子力発電所の原子力事故による食品の放射性物質汚染という事態を受け、県内に流通する食品の放射性物質検査を行います。

## (3) 適正表示の推進

#### 重点 3 アクション 15 食品表示の監視指導

##### 立入検査の強化及び講習会の充実

食品の産地等の偽装表示が続発し、食品表示に対する県民の不信感が高まり、行政によるチェックの強化が求められています。食品表示の監視指導に当たっては、表示事項だけではなく、その根拠の調査も行うなど立入検査を強化していきます。

また、食品関連事業者を対象とした表示講習会については、対象業種を絞ってより実践的な講習とするなど、内容の充実を図っていきます。

### アクション 16 「顔の見える食品表示」の普及

#### 重点 3 アクション 17 食品表示ウォッチャーの活用

##### 情報収集機能の充実

県民参加による食品の適正表示を推進するため、平成14年度から岐阜県食品表示ウォッチャーを設置しています。

食品表示ウォッチャーの研修内容の充実や、新たに活動テーマの設定を行うなど、情報収集機能の充実を図ります。

## 着眼点 2 県民の視点に立った安心感の向上

### (4) 県民と食品関連事業者の信頼確保

アクション 18 消費者と生産者との交流の推進

#### 重点 2 アクション 19 地産地消の推進

##### 学校給食への利用促進

消費者の輸入食品に対する不安が広がる中、地元で生産され、信頼できる新鮮な農産物へのニーズが高まっています。

このため、「食育」の取り組みと連携し、学校給食において、既に牛乳で実施されているように、米、小麦の主食を中心に野菜等についても県内産の利用促進に努めていきます。

アクション 20 トレーサビリティの推進

#### 重点 3 アクション 21 食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上

##### 食品関連事業者研修の実施

食品偽装表示問題が続発している理由として、法律への理解不足や遵法意識の低さなどが挙げられます。食品関連事業者が消費者に食品を提供するにあたって、その基本となる法律の理解とコンプライアンス意識の向上を図っていきます。

### (5) 積極的な情報開示及び知識の普及

アクション 22 県民を対象とした講習会等の開催

アクション 23 ホームページ・広報資料等による情報提供

#### 重点 4 アクション 24 食品に関する相談窓口における個別相談

##### 窓口相談機能の強化

県民の食品に対する不安・不信感は広がりを見せているため、専門的な知識を有する「食品安全相談員」を活用し、窓口相談機能と情報収集機能の強化を図ります。

### (6) 県民の意見の反映

アクション 25 リスクコミュニケーションの推進

アクション 26 県民モニター活動を通じた県民意見の聴取

## 着眼点3 安全と安心を支える基盤づくり

### (7) 危機管理体制の整備

アクション 27 食品の危機管理に関するマニュアルの整備

#### 重点4 アクション 28 食品の危機管理に関する連携

##### 食品業界と連携した危機管理体制の強化

中国産冷凍食品による薬物中毒事件においては、食品関連事業者と行政との連携不足により、被害が拡大したとの指摘があります。このため、食品関係団体・事業者と行政で構成する「食品安全連絡会議」を通じ、業界と行政相互の連携による危機管理体制を構築していきます。

### (8) 調査研究の推進等

アクション 29 安全な食品の生産技術等に関する調査研究

アクション 30 食品の監視指導等に関する調査研究

### (9) 食品の安全性に関わる人材の確保及び育成

アクション 31 食品の安全性確保に携わる行政関係職員の教育訓練

アクション 32 自主的な活動を行う指導者の育成と支援

## アクション1 ぎふクリーン農業の推進 **重点2**

### 目的

ぎふクリーン農業を推進し、県民へ安全・安心な農産物の提供を進めます。

### 現状・課題

環境保全への関心の高まりを背景に、平成7年度に、いわゆる環境保全型農業への取り組みを開始しました。

近年、農産物の「安全・安心」に対する消費者ニーズのますますの高まりを受けて、平成11年度から農産物にロゴマークを表示する制度に移行し、平成18年度からはより高い信頼性を確保するため、残留農薬自主検査を要件とする3年ごとの登録更新制度を導入し、登録面積の着実な拡大を図ってきました。

この結果、平成14年度末で492件、2,512haであった生産登録面積は平成19年度末において1,631件、10,520haと拡大し、この値は県の作付面積53,300haの19.7%を占めるまでになりましたが、県民の皆さんすべてに「ぎふクリーン農業」の意義を理解いただき、どこでもいつでも「ぎふクリーン農産物」を購入できるためには、一層の生産対策及びPR、ぎふクリーン農産物の販売促進を進める必要があります。

#### ○ぎふクリーン農業とは

土づくりを基本とし、化学肥料及び化学合成農薬等生産資材の適正かつ効率的な使用及び各種代替技術等を用いて、化学肥料及び化学合成農薬の使用量を慣行栽培に対して30%以上削減する栽培を「ぎふクリーン農業」と定義しています。



表示票（ロゴマーク）

ぎふクリーン農業	
農薬・化学肥料を30%以上削減して栽培しました。	
農産物名	〇〇トマト(商品名)
栽培上の特徴	・防虫ネットによる害虫防除 ・害虫を寄せ付け難い近紫外線カットフィルム の被覆 ・有機質肥料の併用による化学肥料の減肥
生産者名	〇〇〇〇出荷組合 TEL:0579(99)3333
生産登録番号	148
生産地名	岐阜県〇〇市

栽培管理表

※詳細はホームページ「ぎふクリーン農業について」

(<http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo>

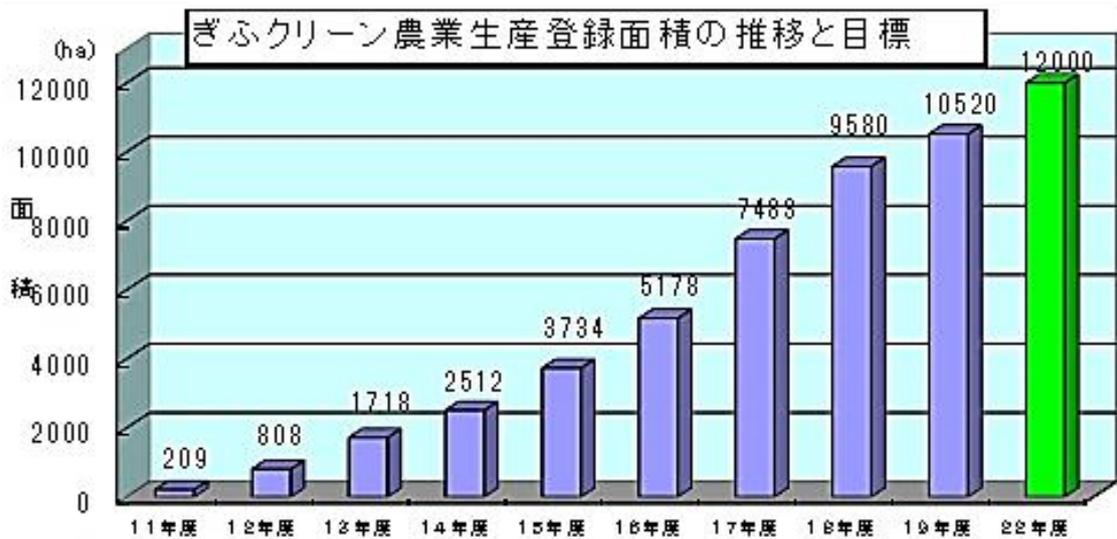
/nogyo/clean-nogyo/clean-nogyo/index.html) を参照願います。

○ぎふクリーン農業の生産登録面積の現状と目標は？

主要品目の多くで登録が進み、大豆、トマト、いちご、えだまめ、ホウレンソウ、ニンジン、ダイコン、なし、もも、りんご、かき、茶などが県内生産面積の20%以上を占めるに至っています。

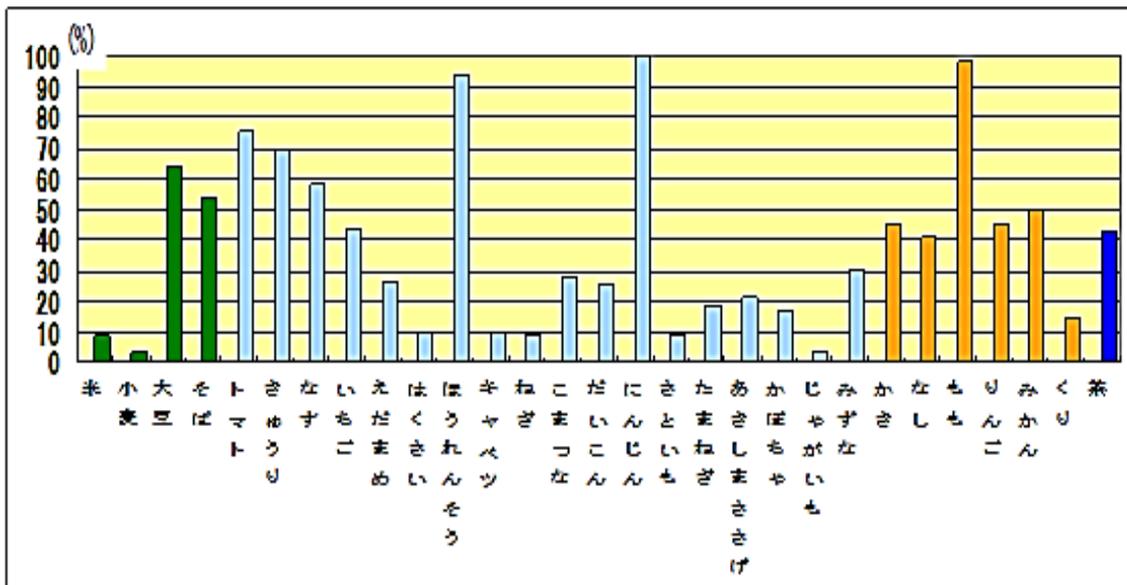
また、平成15年度から新たに農薬と化学肥料50%以上削減する栽培、養液栽培、花き栽培、加工食品の区分も創設しました。50%削減については、ぎふクリーン農業に占める割合が15年度に0.2%、平成19年度末には16.5%(1,746ha)と急激に拡大していますが、米が中心であり野菜等は個々の生産者の点的な取組に止まっています。

今後、さらに生産登録面積の拡大を進め、平成22年度には12,000haを目指しています。



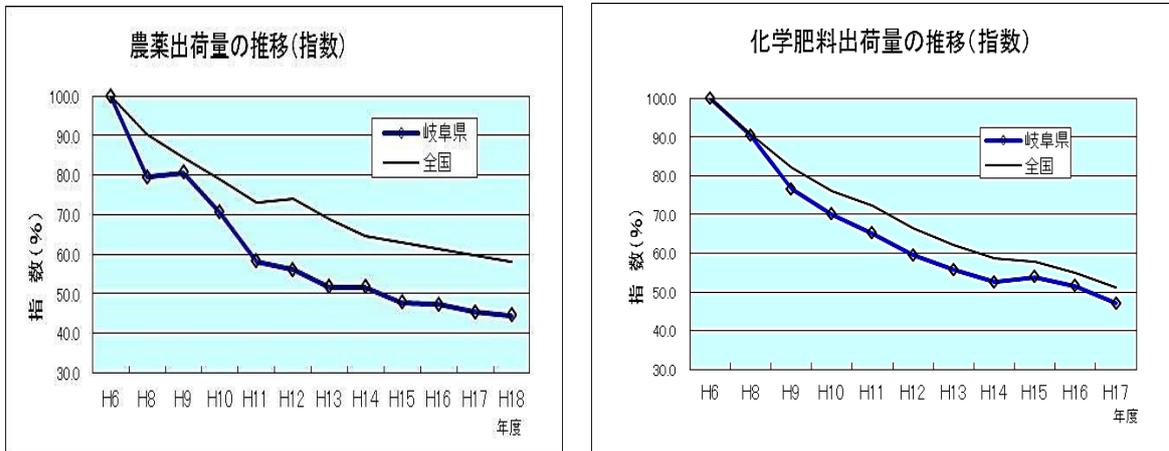
○ぎふクリーン農産物の出荷量は？

平成18年度における主要農産物の出荷量(作物統計調査)に占めるぎふクリーン農産物の販売量(各生産登録者の販売量の集計値)は下図のとおりで、大豆、トマト、きゅうり、ニンジン、ホウレンソウ、もも等で占有率が高くなっています。



### ○農薬と化学肥料の使用量の推移

ぎふクリーン農業の進展とともに農薬及び化学肥料の使用量も減ってきています。農薬の作付面積当たりの使用量の推移を見てみると、平成6年度を100とした場合、平成17年度は農薬が45、肥料が47となり、農薬の全国平均60、肥料の全国平均51に比べ減少割合は大きくなっています。



※作付面積(耕地及び作付面積統計(平成6～18年))、農薬出荷数量(1995～2007年「農薬要覧(日本植物防疫協会発行)」の農薬出荷数量)から作付面積当たり農薬使用量を推計

## 対 策

### ①ぎふクリーン農業推進のための技術的支援

○減農薬・減化学肥料栽培を実現するための新たな代替技術の実証等によりぎふクリーン農業表示制度における生産登録への誘導に努めます。

### ②ぎふクリーン農業表示制度の生産登録拡大に対する生産者支援

○新規作目、作型の追加など対象範囲を拡大し、人と環境に優しいぎふクリーン農業の拡大を図ります。

○新規登録及び登録更新の推進のため、個人中心の生産登録から産地、生産者組織での登録への誘導を図ります。

○ぎふクリーン農業をベースとした付加価値の高い農産物づくり等に必要な機械施設に対して支援します。

○ぎふクリーン農業の推進に必要な代替資材(フェロモン等)の導入に対し支援します。

○ぎふクリーン農業の一形態である有機農業についても、JAS法に基づく登録認定機関として、有機農産物生産行程管理者等の認定業務を実施します。

### ③ぎふクリーン農産物の流通販売の拡大に対する支援

○県内のスーパー等で手軽にぎふクリーン農産物が購入できるよう、生産、流通、販売関係者から成る多様な流通ネットワークを構築するとともに、量販店等販売コーナー設置の促進を図ります。

- ぎふクリーン農業の知名度向上のため、ぎふクリーン農業の紹介やぎふクリーン農産物の展示販売を行うぎふクリーン農業フェアの開催、消費者の生産地視察、意見交換会などを引き続き実施します。
  - 学校給食にぎふクリーン農産物を導入し、食育の一環として、ぎふクリーン農業の普及、定着を図ります。
  - 広報媒体や県ホームページ「ぎふクリーン農業」、パンフレット・ポスター等により、消費者に対する取り組みの説明、生産者や販売店の紹介等を行い積極的な情報提供を行います。
- ④ぎふクリーン農産物の信頼性向上
- ぎふクリーン農業推進協議会、ぎふクリーン農業表示審査会を開催し、消費者、生産者、関連事業者、学識者から県の推進方策や表示制度の運営に関する意見を聴取し、提言内容を施策に反映していきます。
  - ぎふクリーン農業の登録及び更新に必要な残留農薬自主検査の実施に対し支援します。
  - 産学官からなる第三者機関「(社)ぎふクリーン農業研究センター」との連携など、残留農薬や生産履歴、表示状況のチェック体制の強化に努めます。
  - これまで行ってきた更新制度の導入、残留農薬自主検査の要件化等、引き続きぎふクリーン農業表示制度の充実に努めます。

### 関係者の役割

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ぎふクリーン農業に関する積極的な情報提供を行う。</li> <li>・ ぎふクリーン農業の生産支援、流通販売支援を行う。</li> <li>・ ぎふクリーン農業に関する栽培技術の開発を進める。</li> <li>・ 生産者、消費者の意見を聴取する機会を設ける。</li> <li>・ 生産者、消費者の意見を反映した施策を実施する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ぎふクリーン農業に積極的に取り組む。</li> <li>・ ぎふクリーン農業の取り組みを積極的に消費者にPRする。</li> <li>・ 県の施策について積極的に意見を表明する。</li> </ul>
消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ぎふクリーン農業についての知識の向上に努める。</li> <li>・ ぎふクリーン農産物を積極的に購入するよう努める。</li> <li>・ 県の施策について積極的に意見を表明する。</li> </ul>

### 数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
生産登録面積	10,520ha	12,000ha	12,000ha
ぎふクリーン農業の認知度 (県政モニターの認知度)	47%	70%	70%

## アクション 2 農薬の適正使用等の徹底

### 目 的

農薬の適正な販売及び使用の徹底を図り、安全・安心な農産物の供給を確保します。

### 現状・課題

無登録農薬問題、残留農薬問題の発生、平成 18 年 5 月からのポジティブリスト 制度の施行などを踏まえて、消費者に対する安全・安心な農産物を提供するため、農薬の販売から生産者段階における農薬の保管・管理、並びに生産者に対する農薬の適正使用等の周知を行うとともに、具体的な飛散防止対策等の技術的支援を実施してきました。

今後も、「農薬取締法」の遵守を基本に、農薬の販売から使用に至るすべての段階において引き続き意識啓発のための研修会の開催やチラシ等の配布を行うとともに、残留農薬の自主検査実施に対する支援を行うなど、農薬の適正使用を徹底していく必要があります。

### 対 策

無登録農薬撲滅 3 原則「無登録農薬は売らない、買わない、使わない」を基本理念に以下の農薬適正使用に関する対策を実施します。

- ① 農薬販売店の検査を実施します。
- ② 農薬販売者や使用者に対する研修会の実施や農薬管理指導士の育成を図り、農薬の適正販売・使用の徹底を図ります。
- ③ 生産者等が精度の高い分析機器により残留農薬の自主検査を実施するとともに、農薬安全使用を徹底し、その履歴記帳やその後の改善に向けた自主管理体制の整備に対して支援します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬に関する研修会等を実施し、農薬販売者・使用者に対して情報提供や指導を行い、適正使用を徹底する。</li> <li>・ 化学合成農薬等の使用を30%以上削減する「ぎふクリーン農業」の推進を図る。</li> </ul>
食品関連事業者	<p>&lt;農薬販売者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県等の実施する研修会等に積極的に参加し、農薬取締法等関係法令を遵守し、適正な農薬販売を行う。</li> </ul> <p>&lt;農薬使用者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県等の実施する研修会等に積極的に参加し、農薬取締法等関係法令を遵守し、農薬を適正に使用する。</li> <li>・ 生産者自らも残留農薬検査等を実施し、農薬適正使用を進める。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬に関する知識の向上と農薬適正使用に関する施策に対する理解を深めるように努める。</li> </ul>

## 数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
農薬販売店の検査	625店 (販売店数 1,246店)	全販売店の 半数	全販売店の 半数
農薬管理指導士の配置	1,207人	1,300人	1,300人
無登録農薬の販売	ゼロ	ゼロ	ゼロ
無登録農薬の使用	ゼロ	ゼロ	ゼロ
県内産農産物の残留農薬基準 超過件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ
農薬削減技術の普及 (ぎふクリーン農業登録面積)	10,520ha	12,000ha	12,000ha

### ○農薬管理指導士とは？

岐阜県では、農薬の取り扱い、使用に関する安全性の確保を図る観点から、農薬販売者、農薬適正使用者（防除業者、ゴルフ場の農薬使用管理責任者）等の資質向上の一環として、関係法令など農薬に関する研修を受講し、試験に合格した人を農薬管理指導士として認定しています。

平成19年度末までに、農薬販売者384人、防除業者205人、ゴルフ場関係者361人など合計で1,207人が認定されています。

### ○農薬に関する規制

農薬取締法では、農業生産の安定や食と生活環境の保全に寄与することを目的として、農薬の製造、販売、使用について規制を行っています。

平成14年に生じた残留農薬問題や無登録農薬問題を踏まえ、平成14年度と平成15年度の2回にわたり農薬取締法の大改正が行われました。

その主な内容は、

- ① 無登録農薬の製造、輸入及び使用の禁止
- ② 農薬の使用基準の遵守義務
- ③ 違反者への罰則強化
- ④ 違法農薬の販売に対する販売者への回収等の命令
- ⑤ 農薬登録と残留農薬基準の整合性確保等

であり、製造者から使用者まで、農薬を取り扱う者に厳しく責任が問われる内容となりました。

## アクション3 動物用医薬品の適正使用の徹底

### 目的

動物用医薬品の適正な流通及び使用の徹底を図り、安全・安心な畜産物の供給を図ります。

### 現状・課題

動物用医薬品の流通・使用については、薬事法等関連法令で規制されており、不適切な管理、使用により畜産物中への動物用医薬品等が残留する危険があります。

このため、畜産農家、動物用医薬品販売業者及び家畜診療施設に対する巡回指導等により、安全・安心な畜産物を生産するための適正な動物用医薬品の使用及び流通について意識の向上を図ってきました。

また、安全・安心な畜産物を生産するための基本である健康な家畜の飼養については、巡回指導、広報及び会議等を活用し、飼養衛生管理技術の普及（マニュアルの作成・普及）等を図りました。

引き続き、安全・安心な畜産物の供給を図るため、動物用医薬品販売業者、家畜診療獣医師及び畜産農家に薬事法等関連法令の遵守、飼養衛生管理技術の向上について指導・啓発を行い、安全・安心な畜産物の供給を図る必要があります。

### 対策

- ① 適切な動物用医薬品の流通・使用については、畜産農家における薬剤耐性菌調査を実施するとともに、薬事法関連法令の遵守を徹底するため、動物用医薬品販売業者、家畜診療施設及び畜産農家への立入検査及び巡回指導等を実施します。
- ② 健康な家畜の生産については、畜産農家の巡回指導を通じて、適宜、飼養衛生管理技術の見直し等を行い、現場の実態に即した指導・啓発に努めます。
- ③ 安全・安心な畜産物の供給のために、家畜疾病発生予防、適切な動物用医薬品の使用について広く理解してもらうよう努めます。



## 関係者の役割

行政	・ 家畜疾病に関する情報及び動物用医薬品の適正使用に関する情報の収集を行い、指導・啓発に努める。
食品関連事業者	<畜産農家及び関連業者> ・ 家畜疾病に関する情報及び動物用医薬品の適正使用に関する情報の収集を行い、適正な動物用医薬品の使用に努める。
消費者	－

## 数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
動物用医薬品販売業者（特例店舗販売業者を除く）への立入検査	38店	全店舗数の半数	全店舗数の半数
動物用医薬品特例店舗販売業者への立入検査	79店	全店舗数の1/3	全店舗数の1/3
家畜診療施設に対する巡回指導	61施設	60施設	60施設
県内産畜産物の動物用医薬品残留基準超過件数	1件	ゼロ	ゼロ
畜産農家への立入・巡回指導	全農場	全農場	全農場
薬剤耐性菌調査	24検体	24検体	24検体

### ○動物用医薬品販売業とは

動物用医薬品を販売するためには、薬事法に基づく許可が必要です。

動物用医薬品販売業の許可には、ドラッグストアのような店舗販売業、置き薬のような配置販売業、動物病院や動物用医薬品販売業者のみに薬を販売する卸売販売業があり、それぞれに取り扱うことができる薬の種類が決まっています。

ただし、店舗で動物用医薬品を販売する場合、使用法が容易で動物への影響が少ない薬のうち、特に県知事が指定したものだけを販売する場合には、「特例店舗販売業」の許可により、「店舗販売業」の許可を取得することなく取り扱うことができます。

## アクション4 食品関連施設における自主管理体制の推進

### 目 的

食品関連施設において、食品関連事業者による自主的な管理体制を確立することにより、製造、輸入、調理、販売等を行う食品の安全性の確保を図ります。

### 現状・課題

食品の安全確保を図る上で、食品関連事業者自らが、食品の生産、製造・加工・流通の各段階で安全対策を講ずることは最も重要な要素です。食品衛生法では、食品関連事業者が自らの責任において食品の安全性を確保するため、必要な知識や技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施などが規定されています。

県では、食品関連事業者を対象に食品衛生講習会を開催し、食品衛生に関する知識の普及と、食品の製造・加工等における衛生管理の自主的な取り組みに対する意識の向上を図ってきました。

平成19年3月には、岐阜県食品衛生法施行条例を一部改正し、「営業の施設内外において公衆衛生上講ずべき措置に関する基準（以下「管理運営基準」という。）」を食品等事業者にとって、より詳細で明確な衛生管理の指針となるよう全面改正しました。この管理運営基準では、施設ごとの衛生管理の内容や方法を文書化した「管理運営要領」を、食品関連事業者自らが作成し遵守することを求めています。

また、平成17年度より、「H A C C P 普及推進大会」を開催し、専門家による講演や及び体験発表などを行うとともに、H A C C P システムの導入に積極的に取り組む施設を表彰（食品H A C C P 推進優良施設表彰）するなど、本システムの導入を支援してきました。

しかしながら、表示違反や異物混入など食品に係る問題は、依然として後を絶たず、管理運営要領の作成やH A C C P システムの導入など食品関連事業者の自主的な衛生管理の徹底が一層求められています。

### 対 策

食品関連事業者、食品関係団体等に必要な情報提供や助言指導を行い、食品の安全確保に関する自主管理体制の確立を支援します。

- ① 食品関連事業者に対し、食品衛生法に規定される責務を周知徹底します。
- ② （社）岐阜県食品衛生協会が実施している食品衛生指導員活動に対して助言指導を行い、食中毒等食品事故の未然防止と地域における食品衛生の向上に関する自主的な取り組みを支援します。
- ③ 食品関連事業者を対象とした食品衛生講習会やH A C C P 普及推進大会などを行い、自主的な衛生管理の徹底、H A C C P システム導入を支援します。
- ④ 施設ごとに適切な管理ができるよう管理運営要領の作成を支援します。

## 関係者の役割

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品関連事業者の自主管理体制の整備に関する助言指導を行う。</li> <li>食品関係団体の自主活動の支援を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品関連事業者の責務を認識し実行する。</li> <li>県の実施する施策への協力に努める。</li> <li>食品衛生に関する知識の習得に努める。</li> </ul>
消費者	—

## 数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
食品衛生責任者養成講習会	16回	15回	15回
食品衛生責任者再教育講習会	134回	130回	130回

### ○HACCPとは？

米国のNASAが安全な宇宙食を供給するために開発した衛生管理システムをHazard Analysis Critical Control Points システムといい、一般的にはHACCP（危害分析重要管理点）システムと呼ばれています。

これまでのように最終製品を検査して、安全基準をクリアしているかどうかを確かめる方法ではなく、製造途中に、製造工程の要所要所で異常がないか連続的にチェックする方法です。

これまでの方法では、たくさんの製品の中から一部を抜き取って検査するため、全ての製品について安全性を確認することはできません。しかし、このシステムでは、製造の間中、全ての製品を連続してチェックするため、より信頼性が高い安全性の確認が可能です。



### ○食品衛生責任者とは？

食品を製造、販売する施設では、取り扱う食品の種類によって保健所による営業の許可が必要です。そうした施設では、施設の衛生管理や食品の衛生的な取り扱いを徹底するために、食品衛生に関する責任者を定めることが義務付けられています。

食品衛生責任者には、その施設で働く従業員のリーダーとして食品の安全確保に取り組んでいただけるよう、毎年1回食品衛生責任者再教育講習会を受講していただくことになっています。

## アクション5 食品関連施設に対する監視指導 **重点1**

### 目 的

食品の調理、製造、加工、販売における施設の衛生管理の向上と食品の適切な取り扱いを徹底させます。

### 現状・課題

県では、毎年、パブリックコメントにより県民の意見をお聞きしたうえで、「食品衛生監視指導計画」を策定し、監視指導の効率的かつ効果的な実施を図っており、結果を翌年の6月までに公表してきました。しかし、最近の相次ぐ偽装表示、冷凍食品への農薬混入事案の発生などにより、消費者の食品の安全性に対する不安と関心は急速に高まってきているため、食品関係営業施設に対する一層の効率的かつ効果的な監視指導が必要となっています。

### 対 策

「食品衛生監視指導計画」を策定し、食品営業施設を危害度に応じてレベル分けし、効率的かつ計画的な監視指導に取り組みます。

また、食品衛生法に違反する行為に対しては、厳しく対処します。

- ① 大量調理施設や広域流通食品など危害度の高い業種や過去に食品事故の発生があった施設については、重点的な監視指導を行います。
- ② 必要に応じて施設の拭き取り検査や収去検査を行い、科学的データに基づいた監視指導を行います。
- ③ 食品関連事業者に対して、管理運営要領の作成をはじめ、食品の製造、加工に係る記録を保管するよう指導します。
- ④ 岐阜県食品衛生法施行条例の改正によって、23項目から83項目に拡充された「管理運営基準」に基づき、具体的な衛生管理の履行状況をチェックします。

### 関係者の役割

行 政	・ 食品関係営業施設等の監視指導、拭き取り検査、収去検査を実施する。
食品関連事業者	・ 食品の衛生的な取り扱いに努める。 ・ 管理運営要領を作成するとともに、食品の製造、販売に関する記録と保管に努める。 ・ 食品衛生に関する知識の習得に努める。
消 費 者	—

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	115%	100%	100%

## アクション6 食中毒の予防対策

### 目 的

食中毒事故の未然防止によって、県民の健康保護を図ります。

### 現状・課題

県内では毎年、20件前後の食中毒が発生しており、10年、20年前と比較しても発生件数、患者数ともに減少しているとは言えません。原因施設としては飲食店が多いものの、依然として一般家庭での発生もみられます。

また、近年、腸管出血性大腸菌（O157）感染症、ノロウイルスによる食中毒及び感染症の多発がみられることから、食中毒予防施策の充実強化を図るとともに、食中毒、感染症の両面からの調査・措置を行うことが必要となっています。

今後も県民の健康保護を図るために、引き続き飲食店などの食品関係施設における食中毒予防対策を徹底するとともに、県民に対しても注意を促していく必要があります。

### 対 策

- ① 食品衛生講習会の実施や広報の活用により、消費者や食品関連事業者への食中毒関連情報の提供に努め、食品衛生知識の普及啓発を図ります。
- ② 過去の食中毒等の発生頻度から、食中毒発生の危害度が高い施設に対する重点監視指導（危害度別重点監視指導）を実施します。
- ③ 食中毒菌の汚染状況を調査するため、食品製造施設等における食品の製造過程等について調査及び検査を実施し、そのデータに基づく監視指導を行います。（食中毒事故防止調査事業）
- ④ 学校給食等の集団給食施設を対象に監視指導、検食の収去検査及び調理従事者に対する衛生講習を実施します。（学校給食施設等衛生管理強化事業）

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品関係施設に対する調査・検査を行う。</li> <li>・ 食品関連事業者に対する助言指導を行う。</li> <li>・ 食中毒に関する知識の普及啓発を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の実施する調査・検査に対する協力を努める。</li> <li>・ 調査結果に基づく助言に対する改善に努める。</li> <li>・ 食中毒予防のための自主管理の推進を図る。</li> <li>・ 食中毒に関する知識の習得に努める。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食中毒に関する知識の習得に努める。</li> </ul>

## 数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
食品衛生責任者再教育講習会	134回	130回	130回
「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	115%	100%	100%
食中毒事故防止調査事業に基づく監視指導実施率	100%	100%	100%
中小規模調理施設における収去検査の適合率	80%以上	85%以上	90%以上

### ○ノロウイルス食中毒とは？

冬季に発生する食中毒の主な病因物質として、ノロウイルスがあげられます。

平成18年末から平成19年初めにかけて、ノロウイルスによる食中毒が、前年の同時期と比較して件数、患者数ともに大幅に増加しました。そのうち多くの事例でノロウイルスに感染した調理従事者等が汚染源であったと推察されています。

ノロウイルスの感染者の糞便は1グラム当たり数億個ものウイルスを含み、わずかに10～100個のウイルスで十分に感染が成立することから、便0.1グラムで数百万人もの感染を起こすことができます。

ウイルスは、症状がなくなった後も一週間ほど（長いときには1ヶ月程度）患者の便中に排出されるため、2次感染に注意が必要です。

ウイルスを不活化する方法としては、85℃・1分間以上の加熱及び次亜塩素酸ナトリウムの使用が有効です。

ノロウイルス食中毒の予防には、調理従事者は、調理等の前と調理中の流水・石けんによる手洗い（1回では不十分な可能性があるため2回以上）を徹底するとともに、使い捨て手袋を活用する、下痢、嘔吐等の症状がある調理従事者等については、調理等への従事を控えるとともに、下痢、嘔吐等の症状がなくなっても、食品に直接触れる作業は1ヶ月程度控えることなどが重要です。



## アクション7 農産物の残留農薬の検査 **重点1**

### 目 的

農産物の安全性を検査により科学的に確認することにより、安全な農産物の流通確保に努めます。

### 現状・課題

近年、輸入食品から基準値を大幅に超える残留農薬が検出されたことを受けて、消費者の間には、農産物中の残留農薬に対する不安が広がっています。これまで安全・安心な農産物を供給するため、県内の生産者に対して農薬の適正使用はもちろん、化学合成農薬の使用量を削減したぎふクリーン農業の生産登録に更新制度を導入し、新規登録とともに残留農薬の自主検査を義務づけるなど、消費者や流通業者に対する安全性の確保をより具体的かつ客観性のあるものとしてきました。

また、平成18年5月から施行されたポジティブリスト制度により、すべての農業生産現場における農薬飛散の少ない散布技術の開発と普及・定着のための支援に加え、第3セクターとして設立した（社）ぎふクリーン農業研究センターとの連携による朝市等直売所を含めた農産物の出荷前における自主検査の実施など、県内産農産物の安全性確保に努めてきました。

今後においても、県内産の農産物を始めとして、県内を流通している県外産や輸入農産物についても残留農薬の検査を一層充実・強化し、県民に安全・安心な農産物を提供していく必要があります。

### 対 策

① 県内で生産、加工又は流通する野菜、果実、畜水産食品及び輸入農産物について、残留農薬の含有量を調査し、その実態を把握します。その結果に基づき基準（規制値等）に違反する食品の排除を行うとともに、違反原因を明らかにして再発の防止に努めます。

また、検査結果を公表することにより消費者の不安解消を図っていきます。

② 食品の残留農薬の検査に当たっては、その対象農薬の拡充に努め、検査体制の強化を図ります。

③ 県内産農産物に対する県民の信頼をより強固なものとするため、（社）ぎふクリーン農業研究センターにおける分析施設整備の充実を努め、残留農薬検査の検査項目、検査精度の向上を図ります。また、朝市など直売施設における県内産農産物の履歴記帳など組織の自主管理体制の強化を図ります。

## 関係者の役割

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 残留農薬の検査を実施し、検査結果を公表する。</li> <li>・ 基準に違反する食品の排除と違反原因の究明を行う。</li> <li>・ 生産者等の実施する自主検査に対する支援を行う。</li> <li>・ 残留農薬検査を行う(社)ぎふクリーン農業研究センターの残留農薬分析の精度向上に対して支援する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全な農産物の生産、流通、販売に努める。</li> <li>・ 県の実施する検査に協力する。</li> <li>・ 残留農薬の自主検査を実施する。</li> </ul>
消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬に関する正しい知識の習得に努める。</li> <li>・ 検査結果に基づく食品に対する正しい評価を行う。</li> </ul>

## 数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
県内産農産物の残留農薬基準超過件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ
(社)ぎふクリーン農業研究センターにおける自主検査件数	818件	800件	800件
流通段階の検査数	155検体 (延べ24,327項目)	155検体 (延べ28,000項目)	155検体 (延べ28,700項目)

### ○残留農薬とは？

農薬を使用した結果、作物などに残った農薬を「残留農薬」といいます。この残留農薬が人の健康に害を及ぼすことがないよう、農薬の登録に際して安全性に関する厳重な審査が実施されています。つまり、毒性試験の結果から1日あたり摂取許容量（ADI）を求め、残留量から予想される農薬の摂取量がこのADIを上回ることがないように、農薬の残留量について基準が設定されています。

また、この基準を超えない使用方法に限って登録されています。従って、現在登録されている農薬については、ラベルに記載されている使用方法を守って使用すれば、農薬が基準を超えて残留することはありません。

### ○残留農薬のポジティブリスト制度とは？

食品に残留する農薬については、食品や農薬の種類ごとに残留基準が定められています。平成15年度に行われた食品衛生法の改正の中で、個別基準がない農薬についても一定の基準量を超えた場合は、その食品の流通販売が禁止されることになりました。

## アクション 8 牛海綿状脳症（BSE）の検査 **重点 1**

### 目 的

安全で安心できる牛肉を県民に提供します。

### 現状・課題

平成 13 年 10 月から全国一斉に、と畜場に搬入されるすべての牛について BSE スクリーニング検査を実施しています。平成 17 年 8 月 1 日から、法的なスクリーニング検査の対象が 21 ヶ月齢以上の牛に引き上げられましたが、県では、全頭検査を継続しており、検査結果については、県のホームページ「食肉の安全性に関する情報」に掲載し、県民に公表しています。

また、国内から本病の撲滅を目的として、生産段階における死亡牛（原則、24 ヶ月齢以上）の全頭検査を継続しており、その結果については県ホームページで公表しています。

平成 20 年 8 月からは、20 ヶ月齢以下の牛のスクリーニング検査が国庫補助の対象外となりました。しかし、県が行ったアンケートでは全頭検査を望む声が多く、県民の不安を解消する観点から引き続き全頭検査を実施する必要があります。

### 対 策

- ① 今後とも、食肉の安全確保を図るため厳格なスクリーニング検査を継続して実施し、BSE 感染牛由来の食肉の流通を未然に防止するとともに、特定部位の適正排除に努めます。
- ② 県内の BSE 清浄性の確認と、BSE まん延防止を図るため、飼養途中で死亡した 24 ヶ月齢以上の牛を対象として、BSE の検査を実施します。
- ③ これら検査をそれぞれ担当する健康福祉部及び農政部では、お互いに連携を密にし、情報の共有化を図るなど連絡体制の一層の推進を図ります。
- ④ 消費者に対して、BSE に関する正しい知識の普及に努めます。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・ BSE 検査（と畜・死亡牛）を実施する。</li><li>・ 生産者に対して安全な畜産物の提供に関する指導を行う。</li><li>・ 消費者に対する迅速で正確な情報提供を行う。</li></ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生産者は BSE 発生防止のため適正な飼料給与を行う。</li><li>・ BSE 検査に対して協力する。</li></ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ BSE に関する正しい知識の習得に努める。</li></ul>

数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
と畜場に搬入される牛のBSE検査	全頭	全頭	全頭
24ヶ月齢以上の死亡牛のBSE検査	562頭	全頭	全頭

○ピッシングの中止について

ピッシングとは、と畜の際、失神させた牛の頭部からワイヤ状の器具を挿入してせき髄神経組織を破壊する作業です。これを行うことにより、解体作業中に牛の脚が激しく動いて現場職員がけがをすることを防ぎます。

しかし、ピッシングにより、特定部位である脳及びせき髄組織が血液循環を介して枝肉を汚染する可能性が指摘されています。

県では、食肉の安全性を確保する観点から関係者と協議し、平成20年4月末をもって、県内の全と畜場においてピッシングを中止しました。

なお、平成21年3月末をもって、国内の全と畜場においてピッシングが中止されます。

## アクション 9 食品に影響を及ぼす環境汚染物質・環境因子の把握

### 目 的

食品を経由して人に影響を及ぼすおそれのある物質による環境中及び食品中の汚染及び分布状況を調査し、県内で生産される食品の安全性を確認します。

### 現状・課題

環境中に存在するダイオキシン類は、食物連鎖を通じて人や動物の体内に蓄積し、発ガン性、催奇形性などの有害な影響をもたらすことが指摘されています。

平成 16 年度から 5 年間にのべ 311 地点の環境中のダイオキシン類の汚染状況を調査してきました。大気、河川底質、地下水、土壌調査はすべての地点で環境基準に適合していましたが、河川水質調査で環境基準を超過した箇所が 2 地点あり、この 2 地点については、継続して汚染状況を把握していきます。

また、その他の環境ホルモンやカドミウム、鉛などの重金属、硝酸塩などの環境因子についても、農作物などを介して摂取することによる人の健康への影響が懸念されています。

このことから、県民の健康を守り環境を保全するために、ダイオキシン類の発生を抑制するとともに、こうした環境汚染物質や環境因子についての環境中及び食品中の分布の状況を把握し、適切な対策を行っていく必要があります。

今後も、県民の健康を守り環境を保全するために、ダイオキシン類の発生を抑制するとともに、こうした環境汚染物質や環境因子について環境中及び食品中の汚染及び分布状況を把握し、適切な対策を行っていくことが重要です。

### 対 策

#### <発生源対策>

- ① ダイオキシン類発生源対策として、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設に対して立入検査を行い、適正な維持管理等を指導するとともに排出ガス及び排出水の行政検査を実施し、排出基準超過施設に対しては指導を行います。

#### <環境中の汚染及び分布状況の把握>

- ① ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、県内の大気、水質（河川水、河川低質、地下水）及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を継続的に測定・把握し、公表します。
- ② 環境ホルモン（ダイオキシン類を除く）には、環境基準が設定されていませんが水生生物への影響が報告されていることから、河川水の環境ホルモン調査を行います。
- ③ 県内の主要な農産物生産地において、重金属等のモニタリング調査を行います。

#### <食品中の汚染及び分布状況の把握と対策>

- ① 県内の主要な農産物生産地において、農作物中のダイオキシン類、重金属、硝酸塩濃度の調査を行います。

#### <その他>

- ① 庁内関係課から構成する「岐阜県ダイオキシン類対策連絡協議会」（平成 13 年 4 月設置）及び「環境ホルモン等総合対策連絡会議」（平成 10 年 5 月設置）において、総合的・全庁的に情報交換、調査、対策等を推進します。

**関係者の役割**

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境汚染物質の環境中への排出削減対策を行う。</li> <li>・ 環境中・食品中の汚染及び分布状況の把握に努める。</li> <li>・ 調査結果を早期公表し、県民に理解が得られるよう説明を行う。</li> <li>・ 有害物質の農作物への吸収抑制に関する栽培技術の普及を図る。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境汚染物質の排出削減に努める。(ゴミ等の減量)</li> <li>・ 県が実施する調査等に対して理解と協力を務める</li> <li>・ 県が実施する研修会に積極的に参加し、重金属や硝酸塩の吸収を抑制する栽培技術の習得・実践に努める。</li> </ul>
消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境汚染物質の排出削減に努める。(ゴミ等の減量)</li> <li>・ 環境汚染物質等に関する正しい知識の習得に努める。</li> </ul>

**数値目標等**

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成 19 年度	平成 23 年度	平成 25 年度
ダイオキシン類の環境基準超過件数（大気、水質（河川・地下水）、土壌、河川底質）	2 件	ゼロ	ゼロ
主要農作物中の重金属等の実態調査	82 検体	90 検体	90 検体

## アクション 10 遺伝子組換え食品の検査

### 目 的

消費者が自らの判断に基づいて適切に食品を選択できるよう遺伝子組換え食品の適切な生産及び流通と適正表示を推進します。

### 現状・課題

遺伝子組換え作物は、国内ではほぼ生産されていないものの、全世界で約 1 億 1 千万 ha で栽培されており、ここ 5 年間で約 2 倍の栽培面積となりました。また、作物別に見ると、大豆の 63%、トウモロコシの 17% で遺伝子組換え作物の栽培がなされています（総栽培面積における割合）。わが国の大豆の自給率は約 5%、トウモロコシはほぼ 0% であり、遺伝子組換え食品の流通は相当数あると見られています。

一方、消費者にとっては、遺伝子組換え食品の不安は大きく、県民を対象にしたアンケートでも、46%の方が食の不安として遺伝子組換え食品を挙げています。

こうした中、県では、消費者が自らの判断で安心して購入できる食品を選択できるように、県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査を行い、また、市場で流通している食品に対し、遺伝子組換え検査を行ってきました。

今後については、世界的に遺伝子組換え作物の栽培が増加することが予想され、それに伴い、国内で流通する量も増加すると考えられることから、引き続き、安全性未審査の遺伝子組み換え食品の流通防止と表示の適正化を推進していく必要があります。

### 対 策

#### <安全性未審査の遺伝子組換え食品の流通防止>

わが国で安全性が承認された遺伝子組換え食品は 7 作物あります。

これら以外の遺伝子組換え食品は安全性が確認されていないため、流通が禁じられています。このような安全性未審査の遺伝子組換え食品が流通することのないように、流通している食品の検査を行います。

#### <県内産非遺伝子組換え大豆の生産体制の整備>

国産の非遺伝子組換え大豆を望む消費者の声に応えた県内生産を推進するため、県の指定採種ほで生産した種子について、遺伝子組換え検査を実施し、生産農家への供給を行います。

#### <適正表示の推進>

遺伝子組換え食品を使用した加工食品には、原則表示が必要です。表示記載事項に虚偽が無いか、製造施設の監視を行い、製造証明書（IP ハンドリング証明等）の確認を行うとともに、検査を行います。

**関係者の役割**

行政	<p>&lt;生産対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺伝子組換え大豆の県内での栽培について情報収集を行う。</li> </ul> <p>&lt;流通販売対策&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査の実施と検査結果の公表を行う。</li> <li>・ 規準に違反する食品の排除、違反原因の究明を行う。</li> <li>・ 不適正表示食品の排除に努める。</li> </ul>
食品関連事業者	<p>&lt;大豆生産者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺伝子組換え種子の使用については消費者の意見に配慮する。</li> </ul> <p>&lt;食品の製造・流通販売業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査用食品の提供と製造流通等に関する記録の提供を行う。</li> <li>・ 安全な食品の生産、流通、販売を行う。</li> <li>・ 適正表示の徹底に努める。</li> </ul>
消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺伝子組換え食品に関する知識習得に努める。</li> <li>・ 検査結果に基づく食品に対する正しい評価を行う。</li> <li>・ 自らの判断基準に基づいて食品を選択する。</li> </ul>

**数値目標等**

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査	1回	1回	1回
市場流通食品の遺伝子組換え検査	30検体	30検体	30検体

## アクション 11 食品添加物の検査と適正使用の推進

### 目 的

食品添加物が適切な用途と使用量で使用され、使用した食品に正しく表示されていることを検証し、安全な食品の流通を図ります。

### 現状・課題

平成15年度から平成19年度までに、県内を流通する食品について保存料、着色料等の添加物について延べ14,800項目の検査を実施しました。17年度以降は年間3,000項目以上の検査を行うとともに、輸入食品で違反事例が多い指定外添加物について、新たに検査項目に取り入れる等の対応を行いました。

添加物の使用方法に関わる違反事例は全国的にも減少傾向にあるものの、県内では添加物の表示が不適正な製品が見受けられます。今後とも、現状の検査体制を維持し、添加物の使用実態や違反事例等の動向に即した検査及び指導を実施していく必要があります。

### 対 策

- ① 食品製造施設に対し立入調査を行い、食品及び原材料の添加物の使用実態を調査し、必要に応じて収去検査を行うことにより添加物の適正な使用及び表示を指導します。
- ② 輸入食品についても添加物の検査を実施し、安全な食品の流通に努めます。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品製造施設に対して添加物適正使用の指導を行う。</li> <li>・ 県内に流通する食品について添加物検査を実施し、検査結果の公表を行う。</li> <li>・ 基準に違反する食品の排除と違反原因の究明を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の実施する調査や検査に協力する。</li> <li>・ 添加物の適正使用・適正表示に努める。</li> <li>・ 添加物に対する知識の習得に努める。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 添加物に対する知識の習得に努める。</li> <li>・ 検査結果に基づく食品に対する正しい評価を行う。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
保存料、着色料等の検査	430検体	430検体	430検体

## アクション 12 畜産物中の残留動物用医薬品等の検査 **重点 1**

### 目 的

畜産物の安全性を検査により科学的に確認し、県民に安全な畜産物を供給します。

### 現状・課題

動物用医薬品の家畜への使用については、動物用医薬品の使用の規制に関する省令で投与方法等が定められています。動物用医薬品の不適切な管理・使用により、残留事例が発生すると、消費者の食の安全性に対する不信感を募らせるとともに、抗生物質の効かない耐性菌の出現を引き起こす原因ともなり、将来的に人や家畜の健康を脅かす可能性があります。

このため、生産段階の検査によって、動物用医薬品の適正使用等についての生産者の意識をより高めるとともに、流通販売段階の検査により残留基準を超えた畜産物の流通防止を図る必要があります。

### 対 策

#### <生産段階の検査>

- ① 牛、豚、鶏の生産段階での耐性菌発現状況調査を実施します。
- ② 検査結果を基に、生産者への動物用医薬品の適正使用の指導を実施します。

#### <流通販売段階の検査>

- ① 県内でと畜又は食鳥処理された食肉と県内を流通している輸入食肉中の動物用医薬品等の残留について検査を実施します。検査に当たっては、ポジティブリスト制度に対応した検査対象品目等の拡充を図ります。
- ② 検査結果に基づいて、違反食品を排除するとともに違反原因を明らかにして再発の防止に努めます。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産者に対し、適切な動物用医薬品の管理・使用に対する意識向上を図る。</li> <li>・ 生産段階及び流通販売段階での残留動物用医薬品等の検査を実施し、検査結果を公表する。</li> <li>・ 基準に違反する食品の排除と違反原因の究明を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<p>&lt;生産者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物用医薬品の適切な管理・使用を行う。</li> </ul> <p>&lt;診療獣医師&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動物用医薬品の使用について生産者に対し適切な指導を行う。</li> </ul> <p>&lt;流通販売業者等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検査を行う畜産物の提供など、県の実施する検査に協力する。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産物の生産に関する正しい知識の習得に努める。</li> <li>・ 食品に関する検査結果について正しい評価を行う。</li> </ul>

数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
薬剤耐性菌検査	24検体	24検体	24検体
県内産畜産物の動物用医薬品等残留基準超過件数	1件	ゼロ	ゼロ
流通段階の残留動物用医薬品等の検査	牛肉、豚肉、鶏肉 計 293個体	牛肉、豚肉、鶏肉 計 300個体	牛肉、豚肉、鶏肉 計 300個体

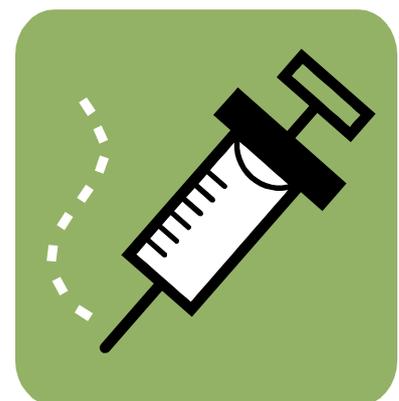
○抗生物質と薬剤耐性菌

細菌が原因でおきる人や動物の感染症の治療には、ペニシリンやテトラサイクリンなどの抗生物質がよく使用されます。そういう意味で、抗生物質は私たちにとって非常に有用な薬であると言えます。

ところが、抗生物質を使いすぎると、細菌の中に抗生物質に対する抵抗力をもつものが現れることがあります。院内感染などで、社会問題化したMRSA（メチシリン耐性黄色ブドウ球菌）が有名です。

抗生物質の効かないこうした薬剤耐性菌を作らないため、言い換えれば抗生物質の有効性を守るためにも、安易な抗生物質の使用は慎まなければなりません。

このため、畜産の分野でも抗生物質に頼らない生産をめざしています。



## アクション 13 無承認無許可医薬品に該当する健康食品に対する指導

### 目 的

健康食品のうち無承認無許可医薬品に該当する製品による健康被害の未然防止を図ります。

### 現状・課題

医薬品のような効果効能を標ぼうしたり、医薬品成分を含有したりする無承認無許可医薬品に該当する健康食品等を排除するため、県では、事業者に対し監視指導を行ったり講習会の機会を通じ正しい知識を普及してきました。

今後ともこうした指導を徹底するとともに、危害の発生防止を図る必要があります。

### 対 策

- ① 健康食品を買い上げ、医薬品成分の分析検査等を実施し、健康被害につながるおそれのある無承認無許可医薬品を市場から排除することに努めます。
- ② 健康食品取扱事業者に対し、法令等講習会を開催するとともに監視指導を継続的に実施し、薬事法違反等の不適正事案の未然防止を図ります。
- ③ 県民の皆様に対し、健康食品に対する正しい知識の普及に努めます。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康食品に関する積極的な情報収集と提供を行う。</li> <li>・ 健康食品取扱事業者への指導や検査の実施により、無承認無許可医薬品の排除に努める。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬事法等の関係法令の知識の向上に努める。</li> <li>・ 消費者に正しい情報を提供する。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品や医薬品に対する正しい知識の習得に努める。</li> <li>・ 日頃から健康食品による健康被害等の情報収集に努める。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
健康食品の買い上げ検査	23品目	20品目	20品目
業者法令講習会	3回 延べ参加者118人	3回 延べ参加者200人	3回 延べ参加者200人
健康食品県民講座	11回 延べ参加者967人	11回 延べ参加者500人	11回 延べ参加者500人

### ○健康食品とは？

近年、いわゆる「サプリメント」等、「健康食品」と呼ばれる商品が多数出回っています。

では、「健康食品」とはどのようなものでしょうか。

一般的には、「健康食品」とは、通常の食品に比べてその成分に特徴があり、健康維持などの目的や効果を期待して使用される食品のことをいいます。しかし、法律上は、私たちの口に入るものは、「食品」か「医薬品」のどちらかに分類され、「健康食品」という分類はありません。

したがって、「健康食品」といっても、あくまでも食品の一部であり、医薬品的な効能効果を期待することはできません。医薬品的効能効果をうたって食品の販売等を行うと、薬事法に抵触することになります。

また、健康の保持増進の効果等に関して、「著しく事実に相違する」、「著しく人を誤認させる」ような広告等の表示をすることは、健康増進法に抵触するおそれがあります。

「健康食品」を摂る際には、まず通常の食事を基本とし、足りない栄養素等を補うという考え方で選ぶことが大切です。また、選択に迷ったら専門家に相談しましょう。



## アクション 14 輸入食品の検査 **重点 1**

### 目 的

県内を流通する輸入食品について安全性を確認します。

### 現状・課題

わが国の食料自給率は約 40%（カロリーベース）で、年々輸入食品を口にする機会が増えている現状にあります。

しかしながら、近年、輸入食品の安全性について疑われるような報道が多くありました。加えて、中国産冷凍食品による食中毒が発生したことにより、消費者の輸入食品に対する不信感は決定的になりました。

県では、従来より、県内を流通する輸入食品の残留農薬検査等を行っていますが、今後こうした消費者の不信感に応えるために輸入食品の検査を強化する必要があります。

### 対 策

- ① 県内を流通する輸入食品について、残留農薬検査、食品添加物検査、残留抗生物質検査を行い、検査結果を公表します。また、残留農薬については、従来の輸入農畜水産物に加え、輸入加工食品の検査を実施します。
- ② 国や他自治体との連携を強化し、輸入食品の違反状況等情報収集に努めます。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入食品の検査を実施し、検査結果を公表する。</li> <li>・ 輸入食品の違反状況等情報収集を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全な輸入食品の流通、販売に努める。</li> <li>・ 県の実施する検査に協力する。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸入食品に関する正しい知識の習得に努める。</li> <li>・ 検査結果に基づく食品に対する正しい評価を行う。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
輸入加工食品の残留農薬検査数	—	50検体	50検体
輸入食品の残留農薬検査数	71検体	80検体	80検体
輸入食品の残留動物用医薬品検査数	5検体	15検体	15検体
輸入食品の食品添加物検査数	83検体	80検体	80検体

## アクション 15 食品表示の監視指導 **重点3**

### 目 的

県民が安心して食品を選択できるよう食品表示の適正化を図ります。

### 現状・課題

食品表示については、関連法令が多岐にわたり、表示内容も複雑なため、依然、不適正な表示が見られます。これまで監視指導については、担当部局ごとに実施体制や方法が異なるなど、効率的でない側面がありました。そのため、食品表示を所管する各関係機関が合同で立入検査を実施する「食品表示適正化強化月間」を定め、事業者に対する統一的な監視指導を実施しました。今後も、県内に流通する食品の表示の適正化を図るため、関係部局の相互連携を強化して監視指導する必要があります。

また、県民は行政によるチェックの強化を望んでいるため、これまで実施してきた食品衛生法、健康増進法、JAS法等の各法令の監視指導については継続して実施する必要があります。

### 対 策

#### <関係部局の共同事業>

- ① 「食品表示適正化強化月間」を設定し、関係各部局が合同で食品関連事業者に対する監視指導を実施します。
- ② 食品表示の監視指導に当たっては、表示事項だけでなく、その根拠の調査も行うなど立入検査を強化します。
- ③ 食品関連事業者に対する食品表示総合講習会を実施します。また、その実施に当たっては、対象業種を絞ってより実践的な講習となるよう内容の充実を図ります。
- ④ 事業者等からの個別相談に対しては、関係部局間の連携を密にして、相談者に負担がかからないよう総括的に回答します。

#### <各部局単位の立入調査>

- ① 食品製造施設に対しては、使用原材料（原産地、食品添加物、アレルギー物質、遺伝子組換え食品等）や製造工程を確認し、適正な表示について指導を行います。
- ② 流通販売施設に対しては、生鮮食品の原産地の表示が適正に実施されているか、表示違反の加工食品等が販売されていないか確認し指導を行います。

## 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係部局合同による監視指導を実施する。</li> <li>・ 食品製造及び販売施設への立入検査を実施する。</li> <li>・ 食品表示に関する講習会を実施する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取り扱い食品の表示の確認と適正表示を行う。</li> <li>・ 講習会等に積極的に参加し、食品表示に関する知識の習得に努める。</li> <li>・ 県の実施する監視指導に対し積極的に協力する。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示に関する知識の習得に努める。</li> </ul>

## 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
食品表示適正強化月間	2回	2回	2回
各部局合同表示講習会	7回	5回	5回
各部局合同表示監視指導	355件	500件	500件
食品表示総合講習会（事業者向け）	0回	2回	2回
「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	115%	100%	100%
「食品衛生監視指導計画」中の収去検査達成率	106%	100%	100%
健康増進法に基づく特定保健用食品製造施設の立入検査	1施設1回	1施設1回	1施設1回
JAS法に基づく流通販売施設等の立入検査	1,085件	1,000件	1,000件

## アクション 16 「顔の見える食品表示」の普及

### 目 的

正確な情報提供とともに、消費者が安心して購入できる、生産者の顔が見える食品表示を推進します。

### 現状・課題

近年、食肉の産地偽装表示事件など様々な食品表示に係わる事件が次々と発生しました。これらの食品表示に関する事件の多発は、食品の安全性や品質に対する消費者の不信感の増大を招きました。

消費者が安心して食品を購入するためには、法に基づく正しい食品表示を徹底するとともに、生産者の安全な食品の生産に向けての取り組みや生産に関する情報を確認できる顔の見える食品表示を行うことが求められています。

### 対 策

生産者と消費者の「顔の見える関係」を確立するため、店頭で販売されている段階で、生産者の情報が記載されている県産農産物について、「顔の見える食品表示」と定義し、販売店の拡大を図ります。

### 関係者の役割

行 政	・ 「生産者の顔」が見える表示の普及を行う。
食品関連事業者	・ 顔の見える表示を積極的に行う。 ・ 消費者に対する正しい情報提供を行う。
消 費 者	・ 農林水産物やその生産に対する理解を深める。

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
「顔の見える食品表示」の店舗数	25店舗以上	50店舗	50店舗

## アクション 17 食品表示ウォッチャーの活用 **重点 3**

### 目 的

日常の購買行動を通じて食品の表示状況を確認し、不適正な表示に関する情報を県に報告する「食品表示ウォッチャー」を配置し、食品表示の適正化を推進します。

### 現状・課題

県民参加による食品の適正表示を推進するため、平成 14 年度から岐阜県食品表示ウォッチャーを設置しています。当初は県下各市町村の推薦による 100 名でスタートしましたが、平成 16 年から公募 30 名を増員し 130 名の配置となりました。平成 20 年度からは 130 名全てを公募としています。

日常の買い物等を通じて、野菜などの生鮮食品を中心に J A S 法に基づく表示状況を確認し、定期的に県へ報告をいただきました。

食品表示ウォッチャーからの報告で表示の不備を指摘された店舗については、J A S 検査員（県職員）が直接立入り、不適事実の確認と改善指導を行いました。

今後においても、県民の食品表示への関心と理解を深めると同時に、更なる食品表示の適正化を推進していく必要があります。

### 対 策

- ① 食品表示ウォッチャーを公募し、消費者の食品表示に関する知識の向上に努めます。
- ② ウォッチャーからの情報に基づく食品の表示検査を行い、食品表示の適正化を図ります。また、ウォッチャーの活動に当たっては、研修会の内容の充実や活動テーマを設定するなどその情報機能の充実を図ります。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示に関する講習会を実施する。</li> <li>・ 食品表示ウォッチャーの情報に基づき食品製造及び販売施設への立入検査を実施する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民が安心して食品選択ができるよう適正な表示を行う。</li> <li>・ 県の施策への理解と積極的な協力を行う。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品表示に関する知識の習得に努める。</li> <li>・ 県に対し積極的な情報提供に努める。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
食品表示ウォッチャー数	130人	130人	130人

### ○食品表示ウォッチャーとは？

食品の表示に対する県民の不信感を取り除くため、消費者等に日常の購買行動等を通じた食品の表示状況を確認していただき、その状況を定期的に県へ報告いただいている方です。

全国には、国から委嘱された「中央食品表示ウォッチャー」が1,000名程度活動しています。これとは別に岐阜県では独自に130名の食品表示ウォッチャーを委嘱し、1年の任期で活動をしています。

岐阜県食品表示ウォッチャーは、満20歳以上であること、県内在住であること、県が実施する食品表示に関する研修を受けることが可能であることを基準に委嘱されています。



## アクション 18 消費者と生産者との交流の推進

### 目 的

消費者と生産者との交流によって相互の信頼関係を深めることにより県民の食に対する安心感の向上を図ります。

### 現状・課題

ぎふクリーン農業消費者交流会、食品安全セミナー等の直接対話を交えた事業を実施し、参加者から「生産者と近づいた感じがした」「見学をして安心した」等のご意見をいただきました。

しかし、消費者の信頼を損なう事件・事故の発生等により、食品に対する不安は尽きません。消費者の不安を解消するために、今後も消費者と生産者がお互いを知り、信頼関係を深める交流を推進する必要があります。

### 対 策

- ① 引き続き生産現場の視察、農作業体験、生産者との意見交換等を実施し、生産者と消費者の相互理解を図ります。また、食品関連事業者や消費者団体などが実施する交流事業に協力し、活動を支援します。
- ② アンケート調査の実施により消費者の意識を把握し、結果を今後の農産物生産や販売促進に活かすと共に、生産者等にも情報提供します。
- ③ 県内農産物の直接対面販売を実施し、地産地消を推進します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種施策により消費者と生産者の交流事業を推進する。</li> <li>・ 食品関連事業者や消費者団体等が実施する交流事業に対する協力、支援を行う。</li> <li>・ 消費者ニーズの把握と生産者への情報提供を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者ニーズに対応した安全・安心・健康な食品の生産と供給に努める。</li> <li>・ 生産・栽培履歴情報の提供や消費者との交流を通じて、安全・安心・健康な農産物のPRや相互理解を図る。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の生産、食の安全性等に関する正しい知識の習得に努める。</li> <li>・ 生産者等との交流会へ積極的に参加し意見を表明する。</li> </ul>

数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
食品安全セミナーによる農産物生産地・食品製造施設の視察	139人	80人	80人
消費者に対するアンケート調査	延べ501人	延べ500人	延べ500人
農産物の対面販売の実施 (各種イベント時)	8回	6回	6回



## アクション 19 地産地消の推進 **重点 2**

### 目 的

消費者と生産者・流通業者等との協働により、地域内で生産された新鮮な農産物を地域内で消費する地産地消を推進します。

### 現状・課題

県では、これまで朝市・直売所の設置数を増やし、県内産農産物の販売を促進するとともに、学校給食での県内産農産物（特に米）の利用を推進すること等により地産地消を進めてきました。朝市・直売所の設置数については、概ね落ち着いてきたところですが、朝市・直売所での販売額は大きく増加しています。また、学校給食においては米、小麦の主食を中心に牛乳、野菜等についても県内産のものを使用するよう努めています。主食となる米と副食となる野菜の利用については、総利用量の半分程度は県内産のものを使用することを目標としています。

また、県産品を販売・利用することを宣言し、一定の基準を満たす愛用計画を作成した飲食店や販売店について県が指定している「県産品愛用推進宣言の店」は、平成 19 年度末で 200 店舗になりました。

最近、食の安全・安心について消費者の関心が非常に高く、地元で生産され、「生産者の顔が見える」など信頼できる新鮮な農産物への需要が非常に高まっていることから、今後も一層の地産地消を推進していく必要があります。

### 対 策

- ① 朝市や直売所における県産農産物及びその加工品の販売を促進します。
- ② 県産農産物供給体制の整備により、学校給食での県産農産物の利用拡大を推進します。
- ③ 産地、市場、量販店それぞれのニーズを把握・調整する仕組みを構築するとともに、量販店における地産地消コーナーの設置拡大を推進します。
- ④ 小中学校における学校農園の設置や幼稚園・保育園における体験学習の機会を拡大するなど五感体験による食農教育を推進します。
- ⑤ 県産農産物を愛用する販売店又は飲食店を「県産品愛用推進宣言の店」として指定し、PRを図ります。



### 関係者の役割

行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 朝市や直売所における県産農産物等の販売を促進する。</li> <li>・ 県産農産物の学校給食への利用拡大を促進する。</li> <li>・ 食農教育を推進する。</li> <li>・ 「県産品愛用推進宣言の店」指定店の情報を発信し、県産農産物等の消費拡大を推進する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者ニーズに対応した安全・安心な旬の新鮮な農産物等の生産・供給に努める。</li> <li>・ 生産・栽培履歴情報の提供や消費者との交流を通じて、県産農産物のPRや相互理解を図る。</li> </ul>
消費者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県産農産物等の積極的な購入に努める。</li> <li>・ 地域おこしやイベントなどへ積極的に参加し、安全な農産物等についての見識を広げる。</li> <li>・ 県産農産物等を使用している飲食店を利用する。</li> </ul>

### 数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
朝市・直売所販売額	89億円	104億円	110億円
学校給食の米消費量に占める県産米の割合	100%	100%	100%
学校給食における県内産野菜の利用量	723 t / 年	1,000 t / 年	1,100 t / 年
学校給食の牛乳消費量に占める県産牛乳の割合	100%	100%	100%
県産品愛用推進宣言の店	200店舗	270店舗	300店舗

## アクション 20 トレーサビリティの推進

### 目 的

食の安全と安心の確保のため、誰がどこでどのように生産し、どのような流通経路を経て消費へ至るのかを把握できるトレーサビリティシステムを推進します。

### 現状・課題

食品に対する信頼が揺らぐ中で、どういった農薬をどのように使っていたのかといった生産・流通上の履歴がはっきりしている農産物、食品を購入したいという消費者ニーズが高まっています。

これまで農産物のトレーサビリティシステムの構築を県下全域で推進するため、「トレーサビリティシステム推進会議」を設置し平成 17 年 3 月に「岐阜県農林畜水産物トレーサビリティシステム推進基本方針」を策定しました。

また、県下 12 農協のうち 11 農協において米を対象としたシステム構築を行い、平成 17 年度実績では県下の農協に出荷された米の約 80%がトレーサ可能となった他、県下で生産されるすべての小麦において栽培履歴及び品質確認が可能となりました。

今後においても、米麦大豆といった水田作物のほか、トマト、ほうれんそう、えだまめ、だいこんといった本県の主要野菜におけるトレーサビリティシステムによる生産履歴の確認及び適切な保管システムに対する取り組みを進める必要があります。

また、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（以下、「米トレーサビリティ法」という。）が平成 23 年 7 月から完全に施行されたことに伴い、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達が適切に行われるよう、監視指導を行っていく必要があります。

### 対 策

トレーサビリティシステム構築の前提には、生産者による生産履歴情報の記帳を含めた農業生産工程管理（Good Agricultural Practices: GAP）の普及が必須のため、その取り組みを促進します。

また、米トレーサビリティ法に基づく監視指導を行います。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーサビリティシステム構築の前提となる G A P に関する積極的な情報提供を行う。</li> <li>・ トレーサビリティシステム構築に必要な情報関連機器の導入を支援し、その構築を促進する。</li> <li>・ 米トレーサビリティ法に基づく監視指導を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生産履歴情報、流通小売情報の記帳等に積極的に取り組む。</li> <li>・ トレーサビリティシステムの構築に積極的に取り組む。</li> <li>・ 県が実施する監視指導に対する理解と協力を努める。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーサビリティシステムについての知識の向上に努める。</li> <li>・ 食品関連事業者の食の安全確保に対する監視に努める。</li> </ul>

数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
生産履歴情報の記帳の推進 (GAPの取組件数)	—	20件	60件
米トレーサビリティ法に基づく立入 検査	—	—	500件/年

○トレーサビリティ(Traceability)とは？

英語のトレース (trace : 足跡を追うこと)とアビリティ(ability : できること) を組み合わせた造語で、「追跡可能性」という意味で使われています。つまり食品のトレーサビリティとは、農産物の栽培の段階から流通、加工を経て消費者の口に入るまでのルートをたどることができるようにするシステムのことです。

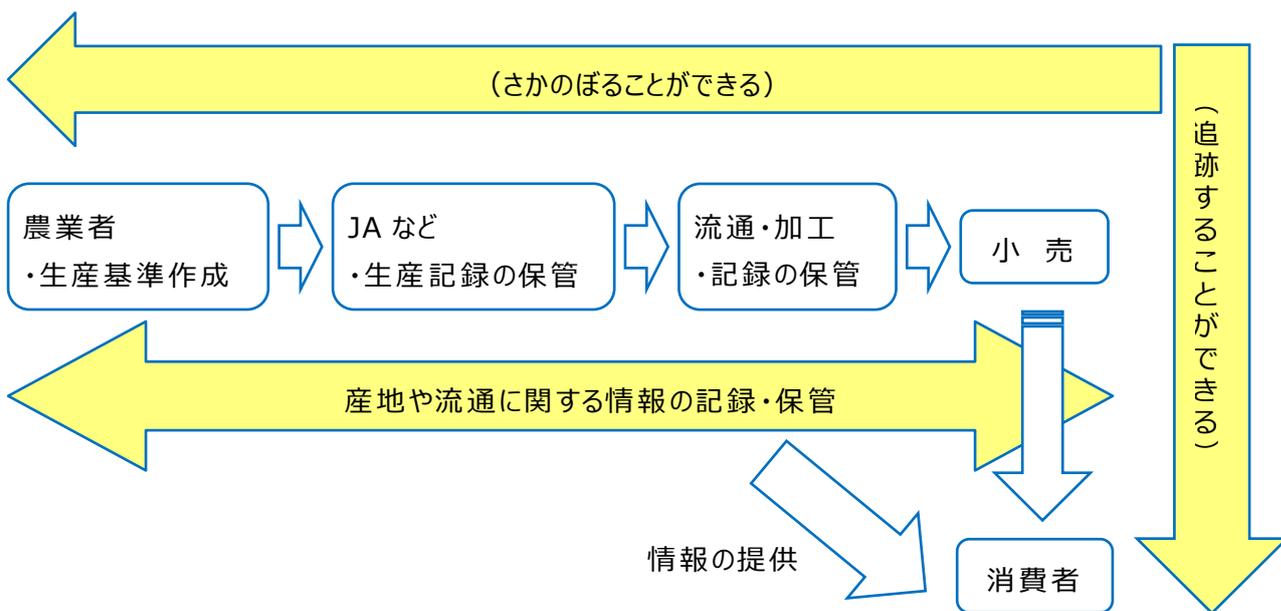
農薬の使用状況などの農産物の生産履歴や製造・加工の方法、食品の流通経路に関する情報を記録保管し、積極的に提供することによって、トレーサビリティが可能になります。

<生産・流通履歴情報の例>

- ・農産物の種類・品種
- ・農薬などの使用状況
- ・原材料や製造加工の方法
- ・運搬・保管など流通中の取扱い状況

<流通経路情報の例>

- ・食品の仕入れ先・販売先 (食品ごとの識別番号を用いて情報を管理します。)



## アクション21 食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上 **重点3**

### 目 的

食品関連事業者が、食品を正しく取り扱い、適正な表示を付して消費者に提供するために、その基本となる関係法律の理解と、コンプライアンスの徹底を推進します。

### 現状・課題

近年、食品における不適切な取り扱いや期限表示の改ざん、原産地表示の偽装などの問題が新聞紙上ににぎわっています。その理由として、法律への理解不足やコンプライアンス意識に欠けることが挙げられます。

消費者と食品関連事業者の信頼関係を構築する意味からも、より一層法令に対して意識を高め、コンプライアンスの徹底を推進していく必要があります。

### 対 策

- ① 法律への理解を促進するため、多岐にわたる食品の関係法について、講習会を開催し、食品関連事業者の参加を促します。
- ② 食品の適正な取り扱いを推進するため、施設ごとに適切な管理ができるよう管理運営要領の作成を支援します。
- ③ 食品衛生責任者講習会等の種々の機会を通じ、コンプライアンスの徹底を図ります。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品に関する法律について講習会等の場を作る。</li> <li>・ 食品関連事業者が食品について適切な管理ができるよう管理運営要領の作成を支援する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法律を理解し、食品を正しく取り扱う。</li> <li>・ コンプライアンスの意義を理解し、法令遵守を徹底する。</li> </ul>
消 費 者	－

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
食品表示総合講習会（事業者向け）	－	2回	2回
法令講習会	－	2回	2回
食品衛生責任者養成講習会	16回	15回	15回
食品衛生責任者再教育講習会	134回	130回	130回

#### ○コンプライアンスとは

コンプライアンスとは、法律や規則などのごく基本的なルールに従って活動を行うことで、特に企業活動における法令違反を防ぐという観点からよく使われるようになりました。日本語では、しばしば法令遵守と訳されますが、社会的規範や企業倫理を守ることを含む考え方もあります。

## アクション 22 県民を対象とした講習会等の開催

### 目 的

消費者が食品に関する情報を正しく判断し賢く食品を選択できるよう、食品の安全性に関する知識を普及します。

### 現状・課題

消費者を対象とした講習会等を開催し、消費者の知識の習得や、意見の集約に努めてきました。また、平成 18 年度から残留農薬に対する不安の解消及び安心感の向上を目的として、残留農薬測定体験事業を導入しましたが、参加した消費者の理解度、満足度は非常に高く、不安が軽減したとの結果が得られました。

今後もその時々々の消費者の不安や疑問を把握し、継続的に消費者の関心の高い食品の話題について講習会等を開催していく必要があります。

### 対 策

- ① 県民を対象とした講習会等を開催し、食品の安全性に関する情報を提供します。
- ② 要請に応じ、消費者（団体、グループ等）等が開催する食の安全に関する講習会に職員を派遣し、消費者等の自主的な活動を支援します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 講習会等による県民への情報提供を行う。</li> <li>・ 食品の安全性に関する情報の収集と関係部局の情報の共有化を図る。</li> <li>・ 地域住民等が開催する講習会等を積極的に支援する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性に関する知識の習得に努める。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性に関する知識の習得に努める。</li> <li>・ 各種講習会等に積極的に参加する。</li> <li>・ 講習会等で得られた情報や知識を地域社会で伝達する。</li> </ul>



数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
食品安全セミナー	139人	80人	80人
健康食品県民講座	11回 延べ参加者967人	11回 延べ参加者500人	11回 延べ参加者500人
食品表示等に関する研修会	7回	5回	5回
県職員出前トーク	要請ある都度	要請ある都度	要請ある都度
消費生活出前講座	要請ある都度	要請ある都度	要請ある都度

○県職員出前トークとは？

県民の皆さんが知りたいと思われること、学習したいことについて、県職員が直接皆さんのもとにお伺いしてお話しさせていただく制度です。

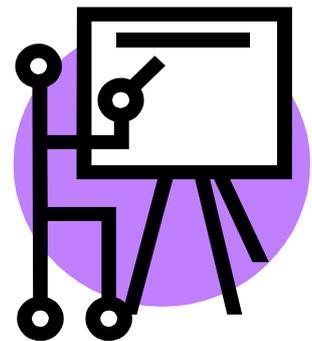
「健康・医療」、「文化・スポーツ」、「環境」、「農林畜水産業」など29のテーマごとにお聞きになりたい情報と講師を選ぶことができます。町内会や企業などの民間団体など概ね20人以上の方が集まる会合であれば、お申し込みいただくことができます。

食品に関係する内容としては、「食中毒の予防」「残留農薬や食品添加物」「ぎふクリーン農業の推進」「農産物の流通の仕組み」などがありますので、気軽にお申し込みください。

詳しいことは、県のホームページをご覧ください。

「県職員出前トークのご案内」

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/kocho-ko-ho/kensei-sanka/demae-talk/>



## アクション 23 ホームページ・広報資料等による情報提供

### 目 的

消費者に対し、各種媒体を通じ、食品の安全に関する情報提供を行い、消費者の食品に対する安心感の向上を図ります。

### 現状・課題

食品安全に関する施策について、県議会に報告するとともに、県民の方に分かりやすく説明するパンフレットを刊行し、積極的に情報を公開しました。

また、食品の安全・安心に関し、岐阜県のホームページにおいて、施策の概要や結果について公表しています。

民間ソーシャルメディアサービスを利用するなど、わかりやすく迅速な情報提供・情報公開を実施し、施策に対する透明性と信頼感の向上を図ることが必要です。

### 対 策

- ① 引き続き、県の実施した食品安全確保に関する施策について、その概要と結果をとりまとめ公表します。
- ② ホームページの内容をより一層充実させ、食品に関する緊急情報など、県民の健康に関わる情報をすばやく掲載します。
- ③ 食品安全に関する刊行物について、県が主催するリスクコミュニケーションなどを通じて積極的に広報し、県民の方々が情報を受信できる機会を作ります。
- ④ 民間ソーシャルメディアサービスを利用するなど、情報発信等の強化に努めます。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の実施した施策の概要と結果の公表を行う。</li> <li>・ 国及び他自治体と連携した国内外の情報の収集・整理を行う。</li> <li>・ 各種広報媒体を活用し、分かりやすく迅速な情報提供を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性に関する情報の収集を行う。</li> <li>・ 食品の安全性の確保に関する自らの取り組みに関して積極的な情報発信に努める。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性に関する知識の習得に努める。</li> <li>・ 知識や情報に基づき食品に対する正しい評価を行う。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
食品安全基本条例に基づく施策の概要と結果公表	1回	1回	1回

## アクション 24 食品に関する相談窓口の開設 **重点4**

### 目 的

食品や食品の安全性に関する県民の質問や相談に対し、適切な情報提供やアドバイスを行います。

### 現状・課題

食品に関する報道や情報が昨今非常に多くなっており、県民や食品関連事業者は、それに接する機会も多くなっています。しかし、その一方で氾濫する情報に惑わされ、何を信用してよいのかわからず不安になっているという実態があります。

そのため、県民の食品に対する不安や疑問に対し、適切な情報提供や専門的アドバイスを行っていく必要があります。

### 対 策

- ① 「食の安全相談窓口」や「食品表示 1 1 0 番」などを通じた食品の関係情報の収集に努めます。
- ② 食品に関する専門的な知識を有する「食品安全相談員」を設置し、相談や情報提供にきめ細かく対応します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民からの相談に対し、適切な情報提供、アドバイスを行う。</li> <li>・ 県民が相談しやすい窓口の整備を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品に関する正しい知識の習得に努める。</li> <li>・ 提供された情報やアドバイスを有効に活用する。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品に関する正しい知識の習得に努める。</li> <li>・ 提供された情報やアドバイスを有効に活用する。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
食品安全相談員の設置	—	6ヶ所	6ヶ所

## アクション 25 リスクコミュニケーションの推進

### 目 的

食品のリスクや食品安全対策について、県民の理解を深め、県民の意見に配慮した施策を実施します。

### 現状・課題

食品安全については、行政や、関係者が一方的に情報提供を行うのではなく、そのリスク（危害）や対策についてあらゆる情報を関係者が共有し、双方向のやり取りを通じ、ともに考えていく「リスクコミュニケーション」が重要です。

県では、食品安全対策協議会に代表される、県民の意見を聞く場を設定しているほか、食品安全に関する講演会等では、必ず参加者から意見を聴取する場を設けるとともに、アンケート等で県民の方の意見の把握に努め、施策に反映してきました。

### 対 策

- ① 引き続き食品安全対策協議会を開催し、消費者、食品関連事業者、流通業者、学識経験者の各代表から県の実施する施策に関する意見を聴取し、提言内容を施策に反映していきます。
- ② 県の実施する施策に関する意見交換会やシンポジウムを開催し、施策について十分な説明と意見聴取を行い、県民の意見に配慮した施策を実施します。
- ③ 食品安全対策モニターを養成し、県民と県の情報窓口として、モニターへのアンケート調査、地域活動の支援、モニターからの情報提供など双方向の情報交換を行い、地域における「リスクコミュニケーション」として活動できるよう支援していきます。
- ④ ホームページにより、食品安全に関する情報提供を行うとともに県の主要な施策等に関してパブリックコメントを実施します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全に関する積極的な情報提供を行う。</li> <li>・ 県の実施する施策について十分な説明を行う。</li> <li>・ 県民の意見を聴取する機会を設ける。</li> <li>・ 聴取した意見に配慮した施策を実施する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県の施策に対して積極的に意見を表明するよう努める。</li> <li>・ 県の施策への理解と積極的な協力を行う。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全についての知識の習得に努める。</li> <li>・ 県の施策に対して積極的に意見を表明する。</li> </ul>

数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
食品安全対策協議会	3回	3回	3回
意見交換会	5回	5回	5回
シンポジウム	1回	1回	1回
食品安全対策モニターの養成	556人	500人	500人
各種県民モニターに対する合同アンケート調査	1,808人	1,500人	1,500人

○県ホームページ「食品の安全・安心」

県ホームページ「食品の安全・安心」では、食品安全に関するトピックや食品の検査結果、不良食品等の発生状況などを掲載しています。

食品に関する最新の話や岐阜県の食品安全に関する取組みなどをわかりやすく紹介するとともに、県民の皆さんからのご意見を広く募集しています。

「食品の安全・安心」

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/syoku-anzen-anshin/>

○リスクコミュニケーションとは？

食品安全について、行政が一方向的に情報提供を行うのではなく、そのリスク（危害）や対策などに関して、あらゆる情報を関係者が共有し、双方向のやり取りを通じ、共に考えていくことです。

食品安全基本法や県の食品安全基本条例の中には、このリスクコミュニケーションの考えが取り入れられており、県民の立場に立ったこれからの食品安全対策の基本となる考えです。



## アクション 26 県民モニター活動を通じた県民意見の聴取

### 目 的

食品や食品の安全性に関する意見や情報を幅広く聴取し、県民の意見に配慮した県民参加型の食品安全行政を推進します。

### 現状・課題

県民が真に望む食品安全を実現するためには、県民が日常生活の中で何を感じ、何を望んでいるかを草の根レベルで意見聴取していくことが必要です。

このため、各部局が設置していた各種の県民モニターを有機的に結びつけ、貴重な情報収集・提供源として有効に活用してきました。

今後はモニター数を増加することではなく、その有効な活用方法を検討し、地域の情報発信源としての活躍を求めていくことが必要です。

### 対 策

- ① 各種モニターの研修を充実させ、より積極的な情報提供を行います。
- ② アンケートの実施などを通じ、意見の収集に努め、施策に反映します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民モニター活動の充実化を図る。</li> <li>・ 県民からの苦情相談・情報提供に迅速に対応する。</li> <li>・ モニターに対し食品安全に関する積極的な情報提供を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民モニター制度を理解し、その活動に協力する。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品安全について関心を持ち、知識の向上に努める。</li> <li>・ 積極的な意見・情報の提供に努める。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
食品表示ウォッチャー数	130人	130人	130人
食品安全対策モニター数	556人	500人	500人
食品表示ウォッチャー講習会	2回	2回	2回
食品安全対策モニター講習会 (他のモニターとの合同開催)	5回	2回	2回
食品表示ウォッチャー活動報告	1か月に2回	随 時	随 時
食品安全対策モニターの活動報告	随 時	随 時	随 時

## アクション 27 食品の危機管理に関するマニュアルの徹底

### 目 的

危機管理体制を整備し、食品事故など県民の健康を脅かす事態に対して、迅速かつ的確に対応します。

### 現状・課題

食品流通の広域化、複雑化などにより、食中毒を始めとする食品に関連する事故も、より大規模化、複雑化する傾向があり、また農薬等有害物質や異物の混入による事故など、予測困難な事態が発生する可能性もあります。

こうした事態にいち早く対応し、被害の拡大防止と原因究明を的確に実施するため、関係機関の連絡協力体制の整備、具体的な調査・対応の指針を作成し、不測の事態に備える必要があります。

現在、県では「健康危機管理対応の指針」、「食中毒調査マニュアル」、「食中毒検査マニュアル」、「毒物中毒等危機管理マニュアル」、「感染症対策マニュアル」を、また、各保健所に「健康危機管理マニュアル」を作成し、その運用を図っています。

### 対 策

- ① 健康危機に関する新しい知見や情勢の変化に対応して、マニュアルが常に有効に機能するよう必要に応じてマニュアルの改定を行います。
- ② 実際に健康被害等の事故が発生したときに、速やかに対応ができるよう関係職員に対するマニュアルの周知、技術向上のための研修会の開催等、人材の養成及び資質の向上を図ります。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康危機に関する各種マニュアルの適正運用と必要に応じた改定を行う。</li> <li>・ 健康危機に関する情報収集と県民への情報提供を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品事故等の発生時に行政への協力をを行う。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政への食品事故等に関する情報提供を行う。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
マニュアルの徹底	関係職員へのマニュアルの周知徹底	関係職員へのマニュアルの周知徹底	関係職員へのマニュアルの周知徹底

## アクション 28 食品の危機管理に関する連携 **重点 4**

### 目 的

食品関連事業者に対して、食品の安全性に関する情報を迅速に提供し、食品による健康被害の未然防止を図ります。

### 現状・課題

食品関連事業者に対して、食品緊急情報メールシステムを活用し、食品の危機管理情報を送信しています。

しかし、中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事件等消費者の健康を脅かす事案の発生を踏まえ、食品関係団体・事業者と行政との相互連携等、危機管理体制をより一層充実させる必要があります。

### 対 策

- ① 食品関係団体・事業者と行政で構成する「食品安全連絡会議」を設置し、食品危害情報の共有など相互の連携を図り、危機管理体制の構築に努めます。
- ② 「食品安全連絡会議」等を通じ、食品安全基本条例に基づく食品の自主回収情報の県への提供について、食品関連事業者への徹底に努めます。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性に関する情報の収集に努める。</li> <li>・ システムの適切な運用を図る。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性に関する情報の収集と提供に努める。</li> <li>・ 得られた情報に基づいて被害防止に対する適切な対応を行う。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性に関する情報の収集と提供に努める。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
食品緊急情報メール登録者数	232件	300件	500件
食品安全連絡会議の開催	0回	2回	2回

## アクション 29 安全な食品の生産技術等に関する調査研究

### 目 的

食品の生産から消費までの安全性に関する諸課題について、調査研究を実施して課題の解決を図り、安全な食品の確保を推進します。

### 現状・課題

これまでも、「ぎふクリーン農業」の推進に資する化学合成農薬に代わる防除資材の開発や、安全な農薬散布方法の検討等を実施して成果の普及に努めました。また、食品業者への巡回を通して技術的助言等を実施してきました。

しかし、食品の安全を取り巻く環境は以前にも増して課題が多く発生していることから、今後もニーズに的確に対応した研究開発の推進と成果の普及を図る必要があると考えられます。

### 対 策

#### ① 研究開発の推進

農産物生産技術、輸入農産物や加工食品に対応した食品の安全性に関する調査研究を推進します。

特に、生産技術では主要施策である「ぎふクリーン農業」の推進に資する技術開発を推進します。また、食品安全に関わる検査及び分析方法の開発、改良を推進します。

#### ② 成果の普及

得られた研究成果は、各試験研究機関で成果発表会を開催して周知に努めるとともに、企業等への巡回指導等をおして円滑な成果の普及を推進します。

また、巡回指導等を行い、抱える課題の掘り起こしに努めます。



### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課題の掘り起こしと、研究開発を推進する。</li> <li>・ 研究成果の普及を推進する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自社製品の安全性確保について、調査研究を実施する。</li> <li>・ 県の研究開発について、意見表明と協力を努める。</li> <li>・ 研究成果の活用を促進する。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性に関する情報の収集と意見の表明を行う。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
研究成果発表会	試験研究機関毎 1回	試験研究機関毎 1回	試験研究機関毎 1回
試験研究機関による巡回指導	年間30件	年間30件	年間30件
試験研究機関への研修生の受け入れ	必要に応じ 随 時	必要に応じ 随 時	必要に応じ 随 時

## アクション 30 食品の監視指導等に関する調査研究

### 目 的

食品の監視指導技術や検査手法の向上を図り、効率的な施策の実施に役立てます。

### 現状・課題

食品の監視指導業務や検査業務などに携わる職員が、その技術や検査手法の向上などの調査研究を自ら行い、その成果を積極的に活用することは、食品の安全性の確保に関する施策をより効果的に実施するうえで非常に重要です。

したがって、関係職員の調査研究に対する積極的な取り組みを推進し、その成果を普及するための機会を設け、有効活用を図る必要があります。

### 対 策

- ① 食中毒や不良食品の発生時の対応やその原因に関する科学的な解明、食品衛生営業施設に対する効率的な監視指導方法などについての調査研究を実施します。
- ② と畜検査及び食鳥検査における診断技術向上、食肉関連施設の衛生管理の向上、食肉の細菌汚染や動物用医薬品等の残留などに関する調査研究を実施します。
- ③ 家畜の疾病の発生防止や発生時の対応、適切な飼養管理の指導などに関する調査研究を実施します。
- ④ 調査研究した成果について、県内外で積極的に発表するとともに、業務に活用します。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食の安全性確保に関する調査研究を行う。</li> <li>・ 研究成果の有効活用・普及を推進する。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性確保に関する積極的な意見表明を行う。</li> <li>・ 県の実施する調査研究に対する理解と協力を努める。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品の安全性確保に関する積極的な意見表明を行う。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
食品衛生監視員研修会	1回	1回	1回
食肉衛生検査技術研修会	1回	1回	1回
家畜保健衛生業績発表会	1回	1回	1回

## アクション 31 食品の安全性確保に携わる行政関係職員の教育訓練

### 目 的

食品の安全性確保に関する指導や助言などを専門的な立場から適切に実施するため、関係職員の知識や技術の向上を目指します。

### 現状・課題

食品の安全性確保に携わる行政職員が、食品関連事業者に対し、適切な指導・助言を行ったり、効率的な監視指導や食品の検査を実施するためには、常に最新の知識や技術を習得し、専門性をもって業務を行う必要があります。

### 対 策

めまぐるしく変化する食品を取り巻く状況に適切に対応できるよう専門性をもった食品衛生監視員などの人材を確保し、継続的な教育訓練を行っていきます。

- ① 多岐にわたる食品表示関連法令を習得し、総合的な食品表示指導ができるよう食品表示関係部局が合同で、各担当職員に対する食品表示研修会を開催します。
- ② 食中毒の発生時の適切な対応や効率的な監視指導技術の向上を図るため、食品衛生監視員研修会、H A C C P 技術研修など、食品衛生監視員の経験年数や技術レベルに応じた計画的かつ段階的な教育訓練を実施します。
- ③ と畜検査及び食鳥検査の技術向上を図るため、食肉衛生検査技術研修会を開催します。
- ④ 食品の細菌及び理化学検査に関する技術向上を図るため、保健所試験検査担当者研修会を開催します。
- ⑤ 家畜疾病の発生防止や発生時の対応、適切な飼養管理の指導などに関する技術向上を図るため、家畜保健衛生所業績発表会を実施します。
- ⑥ 畜産分野における疾病の発生時に備え、家畜衛生地理情報システムを整備するとともに関係職員の研修を行い、防疫活動の迅速化を図ります。
- ⑦ 国等で開催する各種の技術研修会に積極的に職員を参加させます。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研修会開催により、関係職員の資質の向上に努める。</li> <li>・ 国や各種団体等の実施する研修会に積極的に参加する。</li> </ul>
食品関連事業者	—
消 費 者	—

数値目標等

項目	現状値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
食品表示研修会	1回	1回	1回
食品衛生監視員研修会	1回	1回	1回
保健所試験検査担当者研修会	3回	3回	3回
食肉衛生検査技術研修会	1回	1回	1回
家畜保健衛生業績発表会	1回	1回	1回
家畜衛生地理情報システム研修会	3回	3回	3回
動物薬事研修会	1回	1回	1回

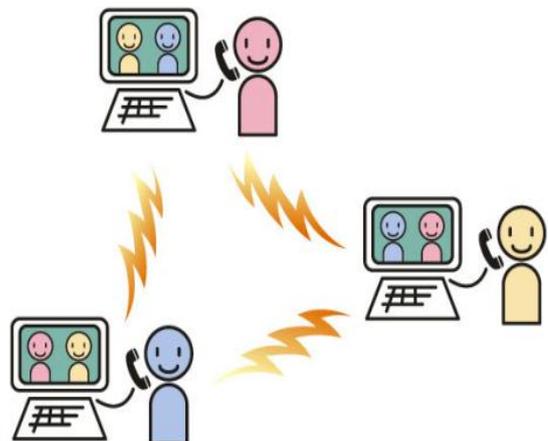
○家畜衛生地理情報システムとは？

家畜伝染病の発生時には、被害の拡大を防ぐため、的確に状況を把握し初期の段階で迅速な対応を行う必要があります。

そのため、平常時から県内の家畜の飼養状況を把握しておくことは、非常に重要です。

このシステムでは、家畜の飼養農家や飼養されている家畜の頭数を事前にコンピュータに入力しておくことにより、家畜伝染病が発生した場合に、コンピュータ上に表示された地図上で、発生農家周辺の家畜の飼養状況が瞬時に把握することができます。

システムの適切な運用を図るため、最新のデータの入力、関係職員の研修などを行い、初動防疫体制の整備を図っています。



## アクション 32 自主的な活動を行う指導者の育成と支援

### 目 的

自主的な活動を行う指導者の育成支援を行い、食品関連事業者による食品安全確保に関する取り組みを促進します。

### 現状・課題

食品の安全確保は、食品に携わる食品関連事業者自らが、各段階において安全対策を講ずることが最も重要です。

食品を取り巻く状況はめまぐるしく変化し続けており、食品関連事業者は時代のニーズに対応した新しい知識や技術を習得することが必要です。

県としては食品関連事業者の自主的な安全確保の取り組みを、引き続き県が支援していくことにより、関連業界における指導者の養成を行っていく必要があります。

### 対 策

- ① 農薬販売業者、防除業者、ゴルフ場における適正な農薬管理の徹底を図るために、農薬管理指導士の育成とその配置を推進します。
- ② 食品衛生関係団体である（社）岐阜県食品衛生協会が実施している食品衛生指導員の養成事業を支援し、食品衛生に係る最新情報の提供、食品衛生指導員が実施する食品営業施設の巡回指導に対するアドバイスなどを行います。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導者の養成や活動に対し技術指導、情報提供を行う。</li> <li>・ 消費者や食品関連業界のニーズの把握に応じた技術や情報の収集・提供を行う。</li> </ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連業界における積極的な指導者の養成と活動を行う。</li> <li>・ 食品安全に関与する技術、知識の積極的な習得に努める。</li> </ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食品関連事業者の行う食品の安全性確保に関する取り組みを正しく理解するよう努める。</li> </ul>

### 数値目標等

項 目	現 状 値	中間目標値	最終目標値
	平成19年度	平成23年度	平成25年度
農薬管理指導士の認定者数	1,207人	1,300人	1,300人
食品衛生指導員による食品営業施設の巡回指導	65,114件	60,000件	60,000件

## アクション 33 食品中の放射性物質の検査 **重点 1**

### 目 的

東京電力福島第一原子力発電所の原子力事故による食品の放射性物質汚染という事態を受け、県内に流通する食品について、放射性物質の基準に適合しているかどうかを確認します。

### 現状・課題

平成 23 年 3 月 11 日、東北地方太平洋沖地震とこれに伴う津波が発生しました。被災した東京電力福島第一原子力発電所からは、大量の放射性物質が海へ漏出、大気へ飛散し、空気、土壌、水、食品等が汚染されるという事態が生じました。

食品による内部被ばくを防ぐため、国は、平成 23 年 3 月 17 日から、食品に含まれる放射性物質について暫定規制値を定め、規制を行ってきました。

平成 24 年 4 月 1 日からは、より一層、食品の安全と安心を確保するため、年間の線量の上限を「1 ミリシーベルト」とする新たな基準値が適用されています。

食品中の放射性物質の検査については、国が定めたガイドラインに基づいて、東日本の 17 都県で計画的に検査が行われ、基準値を超えた食品については、食品衛生法により廃棄、回収等の必要な措置がとられることになっています。

食品の放射性物質汚染は長期にわたる問題であり、岐阜県としても、県内に流通する食品について、継続的に検査を行い、基準に適合しているかどうかを確認するとともに、県民の皆さんに情報提供をしていく必要があります。

また、全国の検査結果等の状況に応じて、生産段階における県内産農畜水産物の放射性物質検査を行っていく必要があります。

### 対 策

- ① 県内に流通する食品の放射性物質検査を行います。
- ② 必要に応じて、生産段階における県内産農畜水産物の放射性物質検査を行います。
- ③ ホームページなどを通じて、県民の皆さんに、検査結果を含め、適切な情報提供を行います。

### 関係者の役割

行 政	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県内に流通する食品の放射性物質検査を行う。</li><li>・ 検査結果を含め、適切な情報提供を行う。</li></ul>
食品関連事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 県が実施する検査に対する理解と協力を努める。</li></ul>
消 費 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 放射性物質に関する知識を深めるとともに、食品の放射性物質汚染に関する情報収集に努める。</li></ul>

## 数値目標等

項目	現状値	最終目標値
	平成 23 年度	平成 25 年度
県内に流通する食品の放射性物質検査	－	80 検体/年

### ○新たな基準値

新たな基準値は、東京電力福島第一原子力発電所事故を受け、事故後の長期的な状況に対応するものであることから、比較的半減期が長く、長期的な影響を考慮する必要がある放射性物質が対象とされています。

具体的には、原子力安全・保安院の評価に基づき大気中に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が1年以上の放射性物質すべて（セシウム 134、セシウム 137、ストロンチウム 90、プルトニウム、ルテニウム 106）が対象とされています。

規制対象の放射性物質のうち、セシウム以外の放射性物質については測定に非常に時間がかかることから、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間 1 ミリシーベルトを超えないように放射性セシウムの基準値が設定されています。

放射性セシウムとの比率の計算は、穀類、乳製品といった食品分類ごとに行っており、放射性物質の移行に関する食品ごとの特性も考慮されています。

放射性セシウムの基準値 (単位：ベクレル/kg)

食品群	一般食品	乳児用食品	牛乳	飲料水
基準値	100	50	50	10

### 用語解説

放射線	エネルギーの一種。物質を通過する高速の粒子や波長が短い電磁波のこと。アルファ線、ベータ線、ガンマ線など。
放射性物質	放射線を出す物質のこと。
放射能	放射性物質が放射線を出す能力のこと。
ベクレル	物質中の放射性物質がもつ放射能の強さを表す単位。 記号は Bq。
シーベルト	人が受けた放射線の健康への影響を表す単位。記号は Sv。 1 シーベルト(Sv) = 1,000 ミリシーベルト(mSv)

県ホームページに、食品の放射性物質汚染に関する情報を掲載しています。

「食品の放射性物質汚染に関する情報」

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/syoku-anzen-anshin/risk-communication/housyanou-syokuhin-anzen.html>

# 目標数値等一覧

アクション名		項目	現状値	中間目標値	最終目標値	担当課室等
			平成19年度	平成23年度	平成25年度	
A1	ぎふクリーン農業の推進	生産登録面積	10,520ha	12,000ha	12,000ha	農産園芸課
		ぎふクリーン農業の認知度 (県政モニターの認知度)	47%	70%	70%	
A2	農薬の適正使用等の徹底	農薬販売店の検査	625店	全販売店の半数	全販売店の半数	農産園芸課
		農薬管理指導士の配置	1,207人	1,300人	1,300人	
		無登録農薬の販売	ゼロ	ゼロ	ゼロ	
		無登録農薬の使用	ゼロ	ゼロ	ゼロ	
		県内産農産物の残留農薬基準超過件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ	
		農薬削減技術の普及 (ぎふクリーン農業登録面積)	10,520ha	12,000ha	12,000ha	
A3	動物用医薬品の適正使用の徹底	動物用医薬品一般販売業者 (特例店舗販売業者を除く)への立入検査	立入販売店数 38店	全店舗数の半数	全店舗数の半数	畜産課
		動物用医薬品特例店舗販売業者への立入検査	79店	全店舗数の1/3	全店舗数の1/3	
		診療獣医師に対する巡回指導	61施設	60施設	60施設	
		県内産畜産物の動物用医薬品残留基準超過件数	1件	ゼロ	ゼロ	
		畜産農家への立入・巡回指導	全農場	全農場	全農場	
		薬剤耐性菌調査	24検体	24検体	24検体	
A4	食品関連施設における自主管理体制の推進	食品衛生責任者養成講習会	16回	15回	15回	生活衛生課
		食品衛生責任者再教育講習会	134回	130回	130回	
A5	食品関連施設に対する監視指導	「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	115%	100%	100%	生活衛生課
A6	食中毒の予防対策	食品衛生責任者再教育講習会	134回	130回	130回	生活衛生課
		「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	115%	100%	100%	
		食中毒事故防止調査事業に基づく監視指導実施率	100%	100%	100%	
		中小規模調理施設における収去検査の適合率	80%以上	85%以上	90%以上	
A7	農産物の残留農薬の検査	県内産農産物の残留農薬基準超過件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ	農産園芸課
		(社)ぎふクリーン農業研究センターにおける自主検査件数	818件	800件	800件	
		流通段階の検査数	155検体 (延べ24,327項目)	155検体 (延べ28,000項目)	155検体 (延べ28,700項目)	生活衛生課

アクション名		項目	現状値	中間目標値	最終目標値	担当課室等
			平成19年度	平成23年度	平成25年度	
A8	牛海綿状脳症(BSE)の検査	と畜場に搬入される牛のBSE検査	全頭	全頭	全頭	生活衛生課
		24ヶ月齢以上の死亡牛のBSE検査	562頭	全頭	全頭	畜産課
A9	食品に影響を及ぼす環境汚染物質・環境因子の把握	ダイオキシン類の環境基準超過件数(大気、水質(河川・地下水)、土壌、河川底質)	2件	ゼロ	ゼロ	環境管理課
		主要農作物中の重金属等の実態調査	82検体	90検体	90検体	農産園芸課
A10	遺伝子組換え食品の検査	県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査	1回	1回	1回	農産園芸課
		市場流通食品の遺伝子組換え検査	30検体	30検体	30検体	生活衛生課
A11	食品添加物の検査と適正使用の推進	保存料、着色料等の検査	430検体	430検体	430検体	生活衛生課
A12	畜産物中の残留動物用医薬品等の検査	薬剤耐性菌検査	24検体	24検体	24検体	畜産課
		県内産畜産物の動物用医薬品等残留基準超過件数	1件	ゼロ	ゼロ	
		流通段階の残留動物用医薬品等の検査	牛肉、豚肉、鶏肉計 293個体	牛肉、豚肉、鶏肉計 300個体	牛肉、豚肉、鶏肉計 300個体	生活衛生課
A13	無承認無許可医薬品に該当する健康食品に対する指導	健康食品の買い上げ検査	23品目	20品目	20品目	薬務水道課
		業者法令講習会	3回 延べ参加者118人	3回 延べ参加者200人	3回 延べ参加者200人	
		健康食品県民講座	11回 延べ参加者967人	11回 延べ参加者500人	11回 延べ参加者500人	
A14	輸入食品の検査	輸入加工食品の残留農薬検査	—	50検体	50検体	生活衛生課
		輸入農産物の残留農薬検査	71検体	80検体	80検体	
		輸入食品の残留動物用医薬品検査	5検体	15検体	15検体	
		輸入食品の食品添加物検査	83検体	80検体	80検体	
A15	食品表示の監視指導	食品表示適正強化月間	2回	2回	2回	環境生活政策課
		各部局合同表示講習会	7回	5回	5回	保健医療課
		各部局合同表示監視指導	355件	500件	500件	生活衛生課
		食品表示総合講習会(事業者向け)	—	2回	2回	薬務水道課
		「食品衛生監視指導計画」中の施設監視達成率	115%	100%	100%	生活衛生課
		「食品衛生監視指導計画」中の収去検査達成率	106%	100%	100%	
		健康増進法に基づく特定保健用食品製造施設の立入検査	1施設1回	1施設1回	1施設1回	保健医療課
		JAS法に基づく流通販売施設等の立入検査	1,085件	1,000件	1,000件	生活衛生課
A16	「顔の見える食品表示」の普及	「顔の見える食品表示」の店舗数	25店舗以上	50店舗	50店舗	生活衛生課

アクション名	項目	現状値	中間目標値	最終目標値	担当課室等	
		平成19年度	平成23年度	平成25年度		
A17	食品表示ウォッチャーの活用	食品表示ウォッチャー数 130人	130人	130人	生活衛生課	
A18	消費者と生産者との交流の推進	食品安全セミナーによる農産物生産地・食品製造施設の視察	139人	80人	80人	生活衛生課
		消費者に対するアンケート調査	延べ501人	延べ500人	延べ500人	農産物流通課
		農産物の対面販売の実施（各種イベント時）	8回	6回	6回	農産園芸課
A19	地産地消の推進	朝市・直売所販売額	89億円	104億円	110億円	農産物流通課
		学校給食の米消費量に占める県産米の割合	100%	100%	100%	
		学校給食における県内産野菜の利用量	723t/年	1,000t/年	1,100t/年	
		学校給食の牛乳消費量に占める県産牛乳の割合	100%	100%	100%	畜産課
		県産品愛用推進宣言の店	200店舗	270店舗	300店舗	地域産業課
A20	トレーサビリティの推進	生産履歴情報の記帳の推進(GAPの取組件数)	—	20件	60件	農産園芸課
		米トレーサビリティ法に基づく立入検査	—	—	500件/年	生活衛生課
A21	食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上	食品表示総合講習会（事業者向け）	—	2回	2回	生活衛生課
		事業者向け法令講習会	—	2回	2回	
		食品衛生責任者養成講習会	16回	15回	15回	
		食品衛生責任者再教育講習会	134回	130回	130回	
A22	県民を対象とした講習会等の開催	食品安全セミナー	139人	80人	80人	生活衛生課
		健康食品県民講座	11回 延べ参加者967人	11回 延べ参加者500人	11回 延べ参加者500人	薬務水道課
		食品表示等に関する研修会	7回	5回	5回	環境生活政策課 保健医療課 生活衛生課 薬務水道課
		県職員出前トーク	要請ある都度	要請ある都度	要請ある都度	各課
		消費生活出前講座	要請ある都度	要請ある都度	要請ある都度	環境生活政策課
A23	ホームページ・広報資料等による情報提供	食品安全基本条例に基づく施策の概要と結果公表	1回	1回	1回	生活衛生課
A24	食品に関する相談窓口の開設	食品安全相談員の設置	未設置	6ヶ所	6ヶ所	生活衛生課
A25	リスクコミュニケーションの推進	食品安全対策協議会	3回	3回	3回	生活衛生課
		意見交換会	5回	5回	5回	
		シンポジウム	1回	1回	1回	
		食品安全対策モニターの養成	556人	500人	500人	
		各種県民モニターに対する合同アンケート調査	1,808人	1,500人	1,500人	

アクション名	項目	現状値	中間目標値	最終目標値	担当課室等
		平成19年度	平成23年度	平成25年度	
A26 県民モニター活動を通じた県民意見の聴取	食品表示ウォッチャー数	130人	130人	130人	生活衛生課
	食品安全対策モニター数	556人	500人	500人	
	食品表示ウォッチャー講習会	2回	2回	2回	
	食品安全対策モニター講習会(他のモニターとの合同開催)	5回	2回	2回	
	食品表示ウォッチャー活動報告	1か月に2回	随時	随時	
	食品安全対策モニターの活動報告	随時	随時	随時	
A27 食品の危機管理に関するマニュアルの徹底	マニュアルの徹底	関係職員へのマニュアルの周知徹底	関係職員へのマニュアルの周知徹底	関係職員へのマニュアルの周知徹底	健康福祉政策課 保健医療課 生活衛生課
A28 食品の危機管理に関する連携	食品緊急情報メール登録者数	232件	300件	500件	生活衛生課
	食品安全連絡会議	—	2回	2回	
A29 安全な食品の生産技術等に関する調査研究	研究成果発表会	試験研究機関毎1回	試験研究機関毎1回	試験研究機関毎1回	研究開発課
	試験研究機関による巡回指導	30件	30件	30件	
	試験研究機関への研修生の受け入れ	必要に応じ随時	必要に応じ随時	必要に応じ随時	
A30 食品の監視指導等に関する調査研究	食品衛生監視員研修会	1回	1回	1回	生活衛生課
	食肉衛生検査技術研修会	1回	1回	1回	
	家畜保健衛生業績発表会	1回	1回	1回	畜産課
A31 食品の安全性確保に携わる行政関係職員の教育訓練	食品表示研修会	1回	1回	1回	環境生活政策課 保健医療課 生活衛生課 薬務水道課
	食品衛生監視員研修会	1回	1回	1回	生活衛生課
	保健所試験検査担当者研修会	3回	3回	3回	
	食肉衛生検査技術研修会	1回	1回	1回	
	家畜保健衛生業績発表会	1回	1回	1回	畜産課
	家畜衛生地理情報システム研修会	3回	3回	3回	
	動物薬事研修会	1回	1回	1回	
A32 自主的な活動を行う指導者の育成と支援	農薬管理指導士の配置	1,207人	1,300人	1,300人	農産園芸課
	食品衛生指導員による食品営業施設の巡回指導	65,114件	60,000件	60,000件	生活衛生課
A33 食品中の放射性物質の検査	県内に流通する食品の放射性物質検査	—	—	80検体/年	生活衛生課

# 食の安全に関する相談窓口一覧

## 食の安全相談窓口

食の安全に関する総合窓口です。質問、要望、提案などを常に受付しています。

名 称	電話番号等	所管区域
県庁食品安全推進室 (生活衛生課内)	058-272-8284 c11222@pref.gifu.lg.jp	岐阜県下全域
岐阜保健所	058-380-3001(3206)	羽島市・各務原市・羽島郡
岐阜保健所本巣・山県センター	058-264-1111(351)	山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡
西濃保健所	0584-73-1111(266)	大垣市・海津郡・養老郡・不破郡・安八郡
西濃保健所揖斐センター	0585-23-1111(261)	揖斐郡
関保健所	0575-33-4011(355)	関市・美濃市
関保健所郡上センター	0575-67-1111(352)	郡上市
中濃保健所	0574-25-3111(355)	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
東濃保健所	0572-23-1111(357)	多治見市・瑞浪市・土岐市
恵那保健所	0573-26-1111(253)	中津川市・恵那市
飛騨保健所	0577-33-1111(324)	高山市・飛騨市・大野郡
飛騨保健所下呂センター	0576-52-3111(353)	下呂市
岐阜市保健所	058-252-7194	岐阜市

## 農産物の総合相談窓口

岐阜県の安全・安心・健康な農産物に関する生産者、生産方法、販売先等の相談窓口です。

名 称	電話番号等	所管区域
県庁農政課	058-272-8415 c11411@pref.gifu.lg.jp	岐阜県下全域

# 食の安全に関する県関係機関一覧

## 県庁

名 称	電話番号等	業務内容
食品安全推進室(生活衛生課内)	058-272-8284	食の安全全般、食品衛生
保健医療課	058-272-1111 (内線2550)	健康食品(健康増進法関係)
薬務水道課	058-272-8285	健康食品(薬事法関係)
農政課	058-272-8415	農産物全般
水産振興室(農政課内)	058-272-8455	水産物
農産物流通課	058-272-8418	地産地消
農産園芸課	058-272-8435	農薬、肥料、農産物への有害物質 ぎふクリーン農業、トレーサビリティ 野菜・果樹・茶の生産、米・麦・大豆の生産、花きの生産
畜産課	058-272-8449	畜産物

## 現地機関

業 務	名 称	電話番号	所管区域
食 品 衛 生 ・ 健 康 食 品	岐阜保健所	058-380-3001	羽島市・各務原市・羽島郡
	岐阜保健所本巣・山県センター	058-264-1111	山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡
	西濃保健所	0584-73-1111	大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡
	西濃保健所揖斐センター	0585-23-1111	揖斐郡
	関保健所	0575-33-4011	関市・美濃市
	関保健所郡上センター	0575-67-1111	郡上市
	中濃保健所	0574-25-3111	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
	東濃保健所	0572-23-1111	多治見市・瑞浪市・土岐市
	恵那保健所	0573-26-1111	中津川市・恵那市
	飛騨保健所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・大野郡
	飛騨保健所下呂センター	0576-52-3111	下呂市
	岐阜市保健所	058-252-7194	岐阜市

業 務	名 称	電話番号	所管区域
農 業	病虫害防除所	058-239-3161	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡・大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡・美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡・関市・美濃市・郡上市・多治見市・瑞浪市・土岐市・中津川市・恵那市
	病虫害防除所飛騨支所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・下呂市・大野郡
農 産 物 全 般	岐阜農林事務所	058-264-1111	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡
	西濃農林事務所	0584-73-1111	大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡
	揖斐農林事務所	0585-23-1111	揖斐郡
	可茂農林事務所	0574-25-3111	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
	中濃農林事務所	0575-33-4011	関市・美濃市
	郡上農林事務所	0575-67-1111	郡上市
	東濃農林事務所	0572-23-1111	多治見市・瑞浪市・土岐市
	恵那農林事務所	0573-26-1111	中津川市・恵那市
	飛騨農林事務所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・大野郡
畜 産 物	岐阜家畜保健衛生所	058-272-6110	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡
	西濃家畜保健衛生所	0584-73-1111	大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡
	中濃家畜保健衛生所	0574-25-3111	関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市・加茂郡・可児郡
	東濃家畜保健衛生所	0573-26-1111	多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市
	飛騨家畜保健衛生所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・下呂市・大野郡

岐阜県食品安全行動基本計画  
～第2期～

平成 21 年 4 月発行（平成 24 年 8 月 一部見直し）

発行 岐阜県健康福祉部生活衛生課食品安全推進室

〒500-8570 岐阜市藪田南 2 - 1 - 1

TEL 058-272-8284

E-mail c11222@pref.gifu.lg.jp

URL <http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kurashi-chiikidukuri/syoku-anzen-anshin/>